

平成19年度みなぎる輸出活力誘発委託事業
（日本産米の輸出促進）

文献調査結果(中間報告)

目次

I. 米の輸出の現状	1
1. 世界における米の貿易概要.....	1
2. わが国における米の輸出概要.....	3
3. 日本産米の輸出事例.....	6
II. 統計からみた各国の特性等	7
1. 重点国における米の市場を取り巻く現状と動向.....	8
2. 富裕層の分布.....	13
III. 相手国別にみた日本産米の輸出に関する制度の概要および対応状況	15
0. 日本.....	15
1. 中国.....	16
2. 香港.....	23
3. 台湾.....	25
4. シンガポール.....	29
5. 米国.....	32
IV. 参考図表	36
1. 中国.....	36
2. 香港.....	39
3. 台湾.....	42
4. シンガポール.....	45
5. 米国.....	48

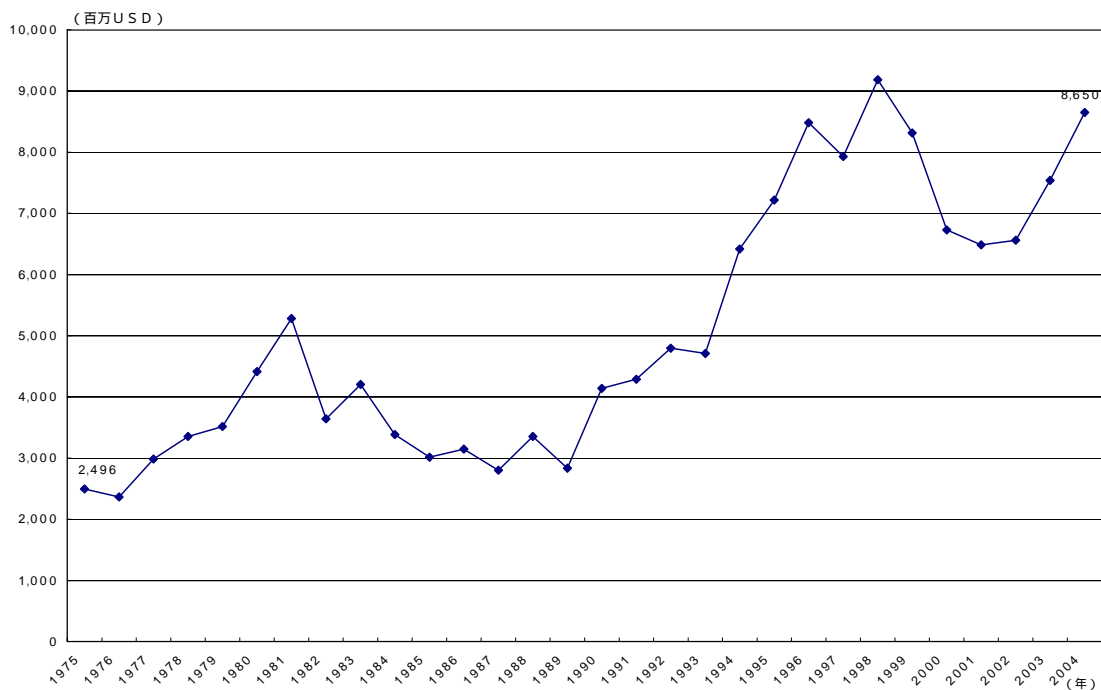
1. 米の輸出の現状

1. 世界における米の貿易概要

(1) 世界における米の貿易規模

世界における米の貿易は、輸入・価額ベースで 1975 年に 2,496 百万 USD¹だったところ、2004 年には 8,650 百万 USD と 29 年間で約 3.5 倍に達している。

図表 1-1 米の輸入貿易額の推移



資料) United Nations "Yearbook of International Trade Statistics" より作成

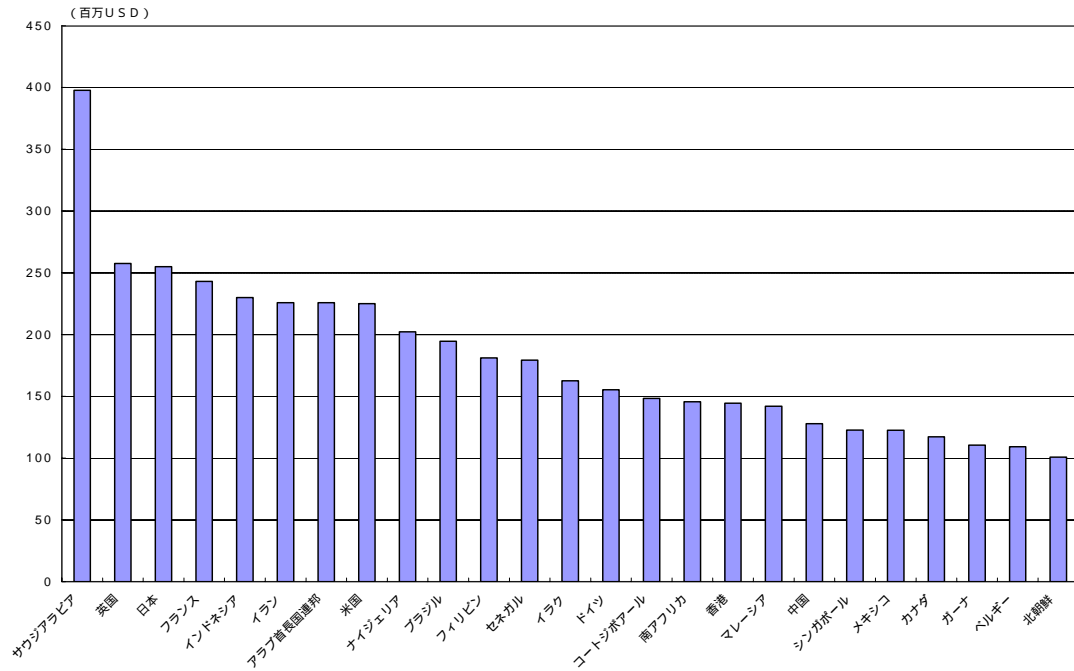
(2) 米の貿易に関わる主要国

米の貿易における主要国をみると、輸入側ではサウジアラビアが最も多く、少し離れて英国、わが国の順となっている。そのほか主要国にはフランス、米国、ドイツ等の先進経済諸国に加え、イラン、アラブ首長国連邦、イラクなどの西アジア諸国、ナイジェリア、セネガル、コートジボアールなどのアフリカ諸国も多く含まれている。

また、輸出側ではタイが最も多く、離れてインド、米国、ベトナムの順となっている。そのほか主要国にはパキスタン、中国といったアジア諸国が多くなっている。

¹ United States of America(合衆国)の通貨単位 United States Dollar を本資料では USD と表記する。

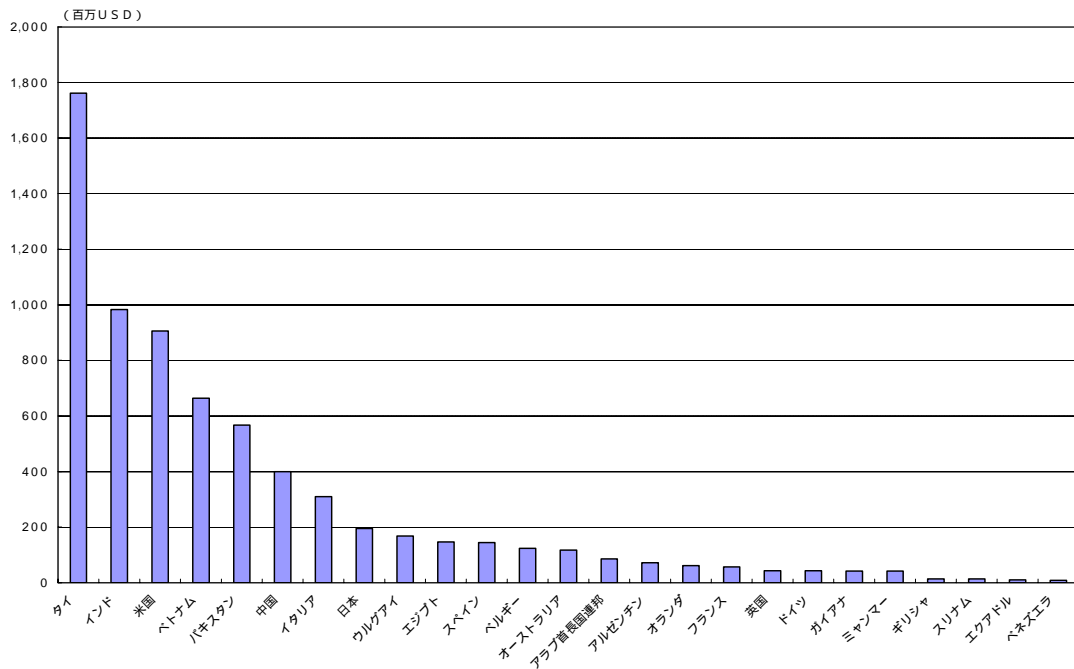
図表 I-2 主要国における米の輸入貿易額



注釈) 2000～2004年の5年間の平均値を表示した。

資料) United Nations "Yearbook of International Trade Statistics" (2004年)より作成

図表 I-3 主要国における米の輸出貿易額



注釈) 2000～2004年の5年間の平均値を表示した。

わが国は平成13年に援助米の関係で935.3百万USDの輸出額を示したため、平均輸出額194.8百万USDで上位となっているが、その他の4年は最大でも13.7百万USD/年にとどまっている。

資料) United Nations "Yearbook of International Trade Statistics" (2004年)より作成

2. わが国における米の輸出概要

図表 I-3 の注釈でも記したように、米の貿易にかかる統計では、援助米による影響が非常に強く表れる場合がある。そのため、農林水産省では「日本産品の輸出に関するデータ」として、援助米を除いた米の輸出数値を公開しているが、この2つの統計を比較すると、数量、価額、単価のいずれも、毎年大きく異なっていることがわかる。

本調査で主要な関心対象となる商業目的の取引を想定すると、単価からみて農林水産省調のデータを用いることが適切と考えられ、米の輸出に関する分析では、原則として農林水産省調によるデータを用いることとする。

図表 I-4 2つの統計による米の輸出価額および数量

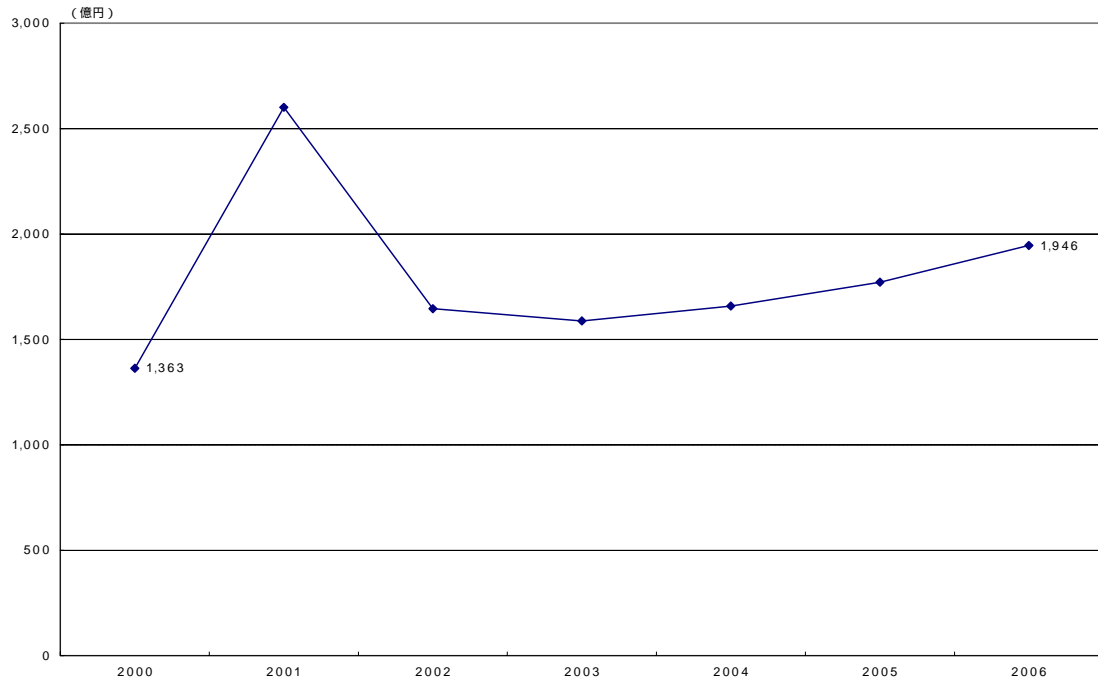
		2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
財務省 「貿易統計」	数量 (t)	42,148	560,586	23,904	22,713	48,411	12,052	22,460
	価額 (百万円)	1,474	113,577	738	734	1,381	637	1,156
	単価 (円/kg)	35.0	202.6	30.9	32.3	28.5	52.8	51.5
農林水産省調	数量 (t)	167	204	444	376	408	634	967
	価額 (百万円)	90	94	216	191	234	320	427
	単価 (円/kg)	538.9	460.8	486.5	508.0	573.5	504.7	441.6

資料) 財務省「貿易統計」および農林水産省「日本産品の輸出に関するデータ」より作成

(1) 農産物の輸出

財務省「貿易統計」によると、わが国農産物の輸出は、平成 11 (1999) 年の 1,891 億円から平成 18 (2006) 年の 2,359 億円まで 7 年間で 1.2 倍に拡大している。また、農林水産物・食品の輸出促進事業の輸出拡大目標値の定義に沿ってアルコール飲料とたばこを除いた場合には、平成 12 (2000) 年の 1,363 億円から平成 18 (2006) 年の 1,946 億円まで 5 年間で 1.4 倍に拡大しており、いずれも増加基調となっている。

図表 I-5 輸出拡大目標の定義に沿った農産物輸出の推移



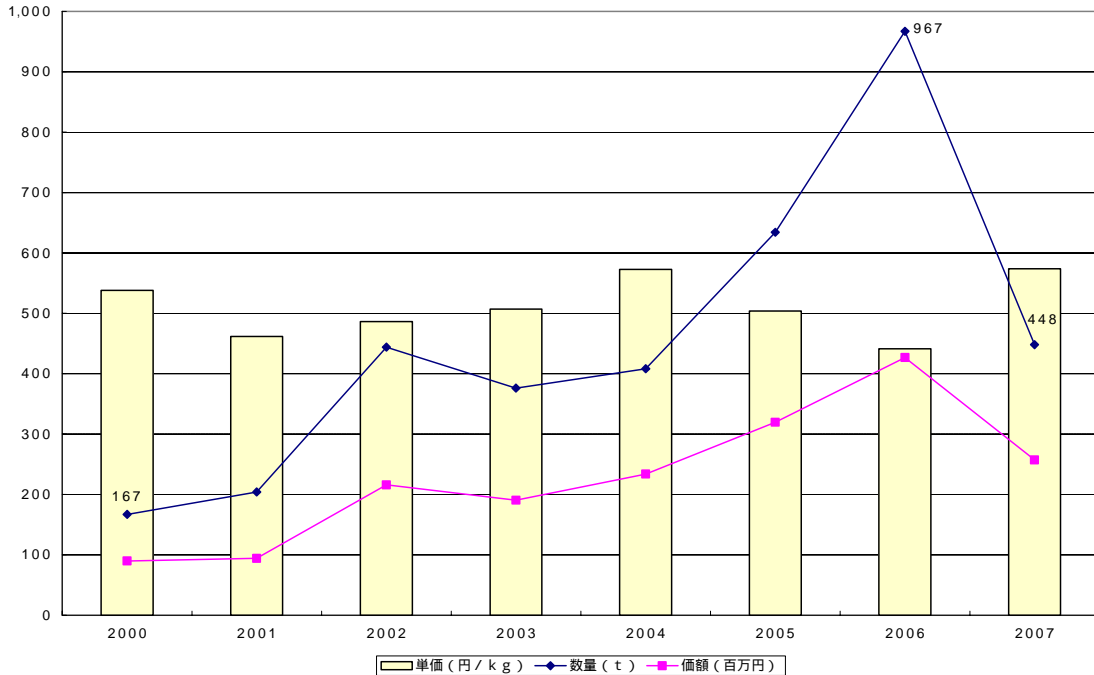
注釈) 平成 13 年は援助米に係る推定輸出額を調整すると 1,466 億円程度と考えられる。
資料) 農林水産省「農林水産物輸出入概況」より作成

(2) 商業目的の取引にかかる米の輸出

商業目的の取引にかかる米の輸出量は、平成 12 (2000) 年に 167 t だったところ、平成 18 (2006) 年には 967 t まで 5.8 倍に増加している。特に平成 16 (2004) 年から平成 18 (2006) 年にかけて急激に増加したことが特徴である。

平成 19 (2007) 年も 7 月までで 448 t に達しており、既に平成 16 (2004) 年の年間値の水準を上回っている。

図表 I-6 わが国における商業米輸出の推移



注釈) 平成 19 (2007) 年は 7 月までの数値である。
資料) 農林水産省「日本産品の輸出に関するデータ」より作成

平成 19 (2007) 年 (7 月まで) の輸出先を数量ベースで見ると、台湾、香港、シンガポール、中国、米国の順となっている。

価額を数量で除して単価を算出して比較すると、米国、英国、フランスの欧米諸国向けは 1 千円 / kg を大きく超え、他に比べて圧倒的に高い単価となっている。これらの国々向けを除くと 500 円 / kg 前後であり全体の平均額とほぼ一致しているが、台湾向けについては 400 円 / kg 台とやや安価な傾向があり、特に平成 18 (2006) 年は 271 円 / kg まで低下している。

図表 I-7 相手国別米輸出量・価額・単価

	2002年			2003年			2004年			2005年			2006年			2007年 (7月)		
	数量 トン	金額 百万円	単価 円/kg	数量 トン	金額 百万円	単価 円/kg	数量 トン	金額 百万円	単価 円/kg	数量 トン	金額 百万円	単価 円/kg	数量 トン	金額 百万円	単価 円/kg	数量 トン	金額 百万円	単価 円/kg
輸出合計	444	216	486	376	191	507	408	234	573	634	320	504	967	427	441	448	257	574
台湾	286	112	393	201	79	392	183	77	421	413	169	410	593	161	271	217	87	403
香港	78	42	535	75	42	558	115	64	558	99	57	576	155	74	477	117	61	525
シンガポール	26	21	795	33	25	745	63	45	712	63	35	562	63	40	634	53	27	514
アメリカ	24	18	755	28	20	714	6	15	2,432	16	25	1,535	128	99	774	14	31	2,240
タイ	0	1	-	5	3	584	5	3	666	5	3	516	1	1	951	2	1	730
英国	16	9	547	6	6	1,018	4	8	2,086	6	9	1,431	4	16	3,963	3	11	3,508
フランス	2	2	1,136	1	1	675	2	3	1,450	3	2	693	1	10	10,268	1	9	8,603
中国	0	0	-	0	1	-	18	5	254	0	0	-	2	7	3,591	22	12	549

注釈) 平成 19 (2007) 年は 7 月までの数値である。
資料) 農林水産省「日本産品の輸出に関するデータ」より作成

3. 日本産米の輸出事例

日本産米は、台湾では小売店や百貨店で 800 円前後の価格で販売、香港では富裕層向けにやや高い 1,000 円の価格帯で販売されている。また、アメリカでは、量販店で 550 円程度で販売されている。4 月に輸出が解禁された中国では、7 月に北京・上海で 4 年ぶりに日本産米が販売され、24 トンが輸出された。

また、輸出元別にみると、平成 16～17 年頃から、各地域の生産者団体が積極的に輸出を行ってきており、台湾や香港では多数の銘柄が販売されている。

図表 1-8 輸出先別にみた商業用米穀輸出の主な事例（平成18年度、中国のみ平成19年度）

輸出先	販売方法等	取扱銘柄	輸出実績	現地販売価格
台湾	小売販売及び弁当・惣菜等に加工しスーパーで販売	新潟県産「コシヒカリ」	194t	760～820 円/kg
	富裕層向けに百貨店で販売	島根県産の減農薬「ヘルシー元気米」	7t	750～800 円/kg
香港	富裕層向けに百貨店で販売	新潟県産「コシヒカリ」、福島県産「ひとめぼれ」等	40t	1,000 円/kg
アメリカ	現地消費者向けに量販店で販売	栃木県産「コシヒカリ」	39t	550 円/kg
中国	富裕層向けに百貨店・小売店で販売	新潟県産「コシヒカリ」、宮城県産「ひとめぼれ」	24t	1,500～1,600 円/kg

資料) 農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針」（平成 19 年 7 月）等をもとに作成

図表 1-9 輸出元地域別にみた日本産米の輸出取組事例

輸出元地域	品目・銘柄	輸出先	輸出開始時期・輸出量等
秋田県	精米・玄米	シンガポール・香港・米国・台湾等	H17～輸出開始 H17 実績:22t/年
岩手県南部	特別栽培米「ひとめぼれ」	台湾	H17～輸出開始 H18 実績:3.6t/年
山形県	精米	香港（飲食店）等	H16～輸出開始 実績:0.4t/年(H16)、 1.2t/年(H17)
福島県中地方	精米「コシヒカリ」	香港	-
新潟県	玄米・精米「新潟県産コシヒカリ」	台湾、香港	H17～開始 H17 供給計画ベース： 台湾 19t、香港 3t
福井県	精米「コシヒカリ」	香港・台湾	H17～輸出開始 H18 実績:香港 5.4t/年、 台湾 2.1t/年
岐阜県	美濃「ハツシモ」	香港	-
滋賀県東近江地域	環境こだわり米「ヒノヒカリ」	台湾	H18～輸出開始 販売価格:1,600 円/2kg
島根県	「ヘルシー元気米」	台湾	H15～輸出開始 H18 実績: 7 t /年

資料) 農林水産省「農林水産物等の輸出促進について」（平成 19 年 8 月）、地方農政局資料、各種報道より作成

II. 統計からみた各国の特性等

「我が国農林水産物・食品の総合的な輸出戦略」（平成 19 年 5 月 25 日農林水産物等輸出促進全国協議会了承）によれば、米の輸出拡大に向けた輸出重点対象国（地域）としては、台湾、香港、シンガポール、米国と中国が設定されている。

図表 II-1 米の輸出促進における重点国





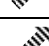








重点個別品目	重点国	（参考）平成18年の輸出額と主な輸出先	
		輸出額	主な輸出先（輸出額のシェア）
米	台湾、米国、香港、シンガポール、中国	4.3億円	台湾(38%)、米国(23%)、香港(17%)

資料）農林水産省「我が国農林水産物・食品の総合的な輸出戦略(説明資料)」（平成 19 年 5 月）

そのため、まずはこの 5 か国を中心に基礎的な諸元や米の生産・消費および貿易の状況を整理した。各国の生産、消費、貿易に関するバックデータは、本資料末に掲載している。

1. 重点国における米の市場を取り巻く現状と動向














(1) 中国

<ul style="list-style-type: none"> * 生産量、消費量ともに一貫して上昇を続けてきたが、近年では伸びが止まりつつある。 * 単収は伸びが止まってきて横ばいとなりつつあり、生産面積が横ばいからやや減少であることと相まって、生産量の減少につながっている。 * 1人あたり消費量は増加基調から減少へと転換し、100kg/人を下回った。 * 輸出量は増減を繰り返しているが、輸入量は増加傾向にあり、輸出国から輸入国へと転換しつつある。 * 自給率も低下傾向にあり、21世紀に入ってから100を割り込むようになっている。 				
中華人民共和国（中国）				
諸元	総人口	1,242,612 千人	増加基調	
	（在留邦人）	（98,147 人）	増加基調	
	主要都市	北京 11,510 千人	増加基調	
		上海 14,349 千人	増加基調	
	GDP	2,278,425 百万USD （1人あたり 1,732USD = 約20万円）	増加基調	
基幹食品 （ジャーフード）	粒食の米飯を主食とする食文化 （一部、粉食の小麦粉によるパンや麺を主食とする食文化）			
米の消費	消費量	129,100 千t	横ばい	
	1人あたり消費量	98 kg/人	減少基調	
	日本からの輸出量	22 t	平成19（2007）年再開	
米の生産	主たる生産品種	ジャポニカ種（北部）/インディカ種（南部）		
	生産量	129,700 千t	減少基調	
	生産面積	29,600 千ha	減少基調	
	単収	4.38 t/ha	横ばい	
	自給率	97.7	低下基調	
米の貿易	輸出量	1,500 千t	横ばい	
	輸入量	900 千t	増加基調	

資料) United States Department of Agriculture "PS&D Online August 2007"、World Bank "World Development Indicators,2006"および総務省「世界の統計2007」、外務省領事局「海外在留邦人数調査統計」（平成19年速報版）等より作成

(2) 香港




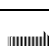

- * 1978年以降は生産量ゼロとなったが、消費量は微減から横ばいでとどまっている。
- * 生産面積はゼロである。
- * 1人あたりの消費量は長年低下しており、120kg/人程度あった消費量が現在では40kg/人台まで低下している。ただし、21世紀に入ってからは減少基調が弱まり、横ばいとなっている。
- * 生産力が失われたことにより、輸出量もほぼゼロであるが、まれに中継と思われる輸出がある。消費を全て輸入でまかなうため、輸入量の動きは消費量の動きと同様となっている。
- * 自給率もゼロであり、消費は全て輸入でまかなわれる。

香港				
諸元	総人口 (在留邦人)	6,708 千人 (27,270 人)	増加基調 増加基調	 
	主要都市	香港 6,708 千人	増加基調	
	GDP	177,703 百万USD (1人あたり25,242USD = 約290万円)	増加基調	
	基幹食品 (メジャーフード)	粒食の米飯を主食とする食文化		
米の消費	消費量	315 千t	横ばい	
	1人あたり消費量	45.1 kg/人	横ばい	
	日本からの輸出量	117 t	横ばい	
米の生産	主たる生產品種	なし		
	生産量	0 千t	横ばい	
	生産面積	0 千ha	横ばい	
	単収	0 t/ha	横ばい	
	自給率	0	横ばい	
米の貿易	輸出量	0 千t	横ばい	
	輸入量	315 千t	横ばい	

資料) United States Department of Agriculture "PS&D Online August 2007"、World Bank "World Development Indicators,2006"および総務省「世界の統計2007」、外務省領事局「海外在留邦人数調査統計」(平成19年速報版)等より作成

(3) 台湾

- * 生産量、消費量ともに、1980年代頃から減少しており、ほぼ半減の水準に達している。
- * 単収は上昇基調にあるものの、1980年代頃より生産面積が急激に減少しており、生産量の減少につながっている。
- * 1人あたりの消費量は1970年代から低下を続け、1970年頃に150kg/人程度あった消費量が現在では50kg/人程度まで低下している。
- * 輸出量は80年代後半から減少傾向にある一方、21世紀に入ってからは輸入量が急増し、輸出入が逆転している。
- * 自給率も低下傾向にあり、21世紀に入ってからは100を割り込むようになっている。


台湾				
諸元	総人口	22,227 千人	増加基調	
	(在留邦人)	(16,402 人)	減少基調	
	主要都市	台北 2,640 千人	増加基調	
		高雄 1,469 千人	増加基調	
GDP	338,861 百万USD	増加基調		
		(1人あたり 14,934USD = 約170万円)		
	基幹食品 (メジャーフード)	粒食の米飯を主食とする食文化		
米の消費	消費量	1,173 千t	横ばい	
	1人あたり消費量	50.6 kg/人	減少基調	
	日本からの輸出量	217 t	横ばい	
米の生産	主たる生産品種	インディカ種/ジャポニカ種		
	生産量	1,044 千t	横ばい	
	生産面積	258 千ha	横ばい	
	単収	4.05 t/ha	横ばい	
	自給率	89	横ばい	
米の貿易	輸出量	20 千t	横ばい	
	輸入量	166 千t	横ばい	

資料) United States Department of Agriculture "PS&D Online August 2007"、World Bank "World Development Indicators,2006"および総務省「世界の統計2007」、外務省領事局「海外在留邦人数調査統計」(平成19年速報版)等より作成

(4) シンガポール

- * 生産量はゼロであるが、消費量は右肩上がりで成長してきた。
- * 生産面積はゼロである。
- * 1人あたりの消費量もほぼ横ばいであり、2007年値でも82kg/人を保っている。
- * 生産力が失われたことにより、輸出量もほぼゼロであるが、まれに中継と思われる輸出がある。消費を全て輸入でまかなうため、輸入量の動きは消費量の動きと同様となっている。
- * 自給率もゼロであり、消費は全て輸入でまかなわれる。

シンガポール





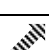


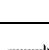

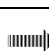

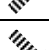


諸元	総人口 (在留邦人)	4,018 千人 (26,370 人)	増加基調 増加基調	
	主要都市	シンガポール4,018 千人	増加基調	
	GDP	116,775 百万USD (1人あたり26,969USD=約310万円)	増加基調	
	基幹食品 (メジャーフード)	粒食の米飯を主食とする食文化		
米の消費	消費量	375 千t	横ばい	
	1人あたり消費量	82.4 kg/人	横ばい	
	日本からの輸出量	63 t	横ばい	
米の生産	主たる生産品種	なし		
	生産量	0 千t	横ばい	
	生産面積	0 千ha	横ばい	
	単収	0 t/ha	横ばい	
	自給率	0	横ばい	
米の貿易	輸出量	0 千t	横ばい	
	輸入量	375 千t	横ばい	

資料) United States Department of Agriculture "PS&D Online August 2007"、World Bank "World Development Indicators,2006"および総務省「世界の統計2007」、外務省領事局「海外在留邦人数調査統計」(平成19年速報版)等より作成

(5) 米国

- * 生産量、消費量ともに、長く増加傾向にある。
- * 単収および生産面積も増加基調にある。
- * 1人あたりの消費量は4 k g / 人台から 13 k g / 人台まで増加した。
- * 輸出品、輸入品ともに長く増加傾向にある。
- * 自給率は低下傾向にあるものの、100 を大きく上回っており、有力な輸出国の1つとなっている。

アメリカ合衆国

諸元	総人口	281,422 千人	増加基調		
	(在留邦人)	(370,386 人)	増加基調		
	主要都市	ニューヨーク	8,008 千人	増加基調	
		ロサンゼルス	3,695 千人	増加基調	
	GDP	12,487,200 百万USD	増加基調		
	(1人あたり 41,874 USD = 約 480 万円)				
	基幹食品 (メジャーフード)	パンと肉と乳を主食とする食文化			
米の消費	消費量	3,990 千 t	増加基調		
	1人あたり消費量	13.2 k g / 人	増加基調		
	日本からの輸出品	128 t	横ばい		
米の生産	主たる生産品種	インディカ種 / ジャポニカ種			
	生産量	6,088 千 t	増加基調		
	生産面積	1,103 千 h a	横ばい		
	単収	5.52 t / h a	増加基調		
	自給率	152.6	低下基調		
米の貿易	輸出品	3,262 千 t	増加基調		
	輸入品	683 千 t	増加基調		

資料) United States Department of Agriculture "PS&D Online August 2007"、World Bank "World Development Indicators,2006"および総務省「世界の統計 2007」、外務省領事局「海外在留邦人数調査統計」(平成 19 年速報版)等より作成

2. 富裕層の分布

単価の高い日本産米の主要な顧客は、特に開発途上国においては富裕層が中心と考えられていることをふまえ、世界における富裕層の分布状況を整理する。

(1) 個人高額純資産層 (High Net Worth Individual, HNWI) の分布

富裕層としてしばしば用いられている、金融資産 100 万 USD (約 1 億 1,500 万円) 以上を保有する個人高額純資産層 (High Net Worth Individual, HNWI) の数は、全世界で 2006 年には 9.5 百万人であり、1 年間で 8.3% 増加している。

重点国別で見ると、シンガポール、香港、アメリカは世界平均を超える伸びをみせているが、中国はやや世界平均よりも伸びが小さくなっている。

図表 II-2 主要国におけるHNWIsの人数と直近の増加率

(千人)	2005年	2006年	増加率
全世界	88,000	95,000	8.3%
シンガポール	55	67	21.2%
インド	83	100	20.5%
インドネシア	17	20	16.0%
ロシア	103	119	15.5%
アラブ首長国連邦	59	68	15.4%
韓国	87	99	14.1%
南アフリカ	42	48	13.3%
イスラエル	6	7	12.9%
チェコ	13	15	12.6%
香港	78	87	12.2%
オーストラリア	146	161	10.3%
ブラジル	109	120	10.1%
米国	2,669	2,920	9.4%
英国	448	485	8.3%
中国	320	345	7.8%
カナダ	232	248	6.9%
ドイツ	767	798	4.0%

資料) Merrill Lynch and Capgemini "World Wealth Report 2007"より作成

(2) 家計における富の分布

国連大学世界経済開発研究所 (UNU - WIDER) が発表した世界の家計資産に関する調査報告書によれば、上位 10% に属する家計は 88,035USD (約 1,010 万円) 以上の資産を保有しているが、そのほとんどは米国、日本、欧州に存在している。

上位 20% に属する家計は 35,954USD (約 410 万円) 以上の資産を保有している。10% ~ 20% の層に属する家計をみると、世界の 20.7% が中国に存在しており、これは欧州全体とほぼ同程度である。

図表 II-3 世界の地域別主要国別にみた富の分布 (購買力平価ベース)

	Decile1	Decile2	Decile3	Decile4	Decile5	Decile6	Decile7	Decile8	Decile9	Top10	Top5	Top1	Adult popn (000s)	Popn share	Wealth per adult	Wealth share
World wealth shares	0.1	0.3	0.6	1.1	1.6	2.4	3.7	6.2	12.9	71.1	57.0	31.6				
Minimum wealth	2	826	1978	3693	5724	8399	12749	20299	35954	88035	170467	523264				
Population proportions by region																
North America	1.4	2.6	3.5	3.3	3.5	4.0	5.2	6.2	9.6	21.6	25.7	39.3	225719	6.1	193147	27.0
Latin America and Caribbean	10.3	9.1	8.1	6.8	6.7	7.5	8.2	9.0	9.3	6.9	6.4	6.1	302915	8.2	34956	6.6
Europe	9.1	9.2	10.1	9.1	9.3	12.0	14.1	18.1	22.7	35.0	35.8	31.2	550579	14.9	81890	27.9
Asia: China	6.8	14.3	14.8	33.5	37.5	34.2	32.4	29.4	20.7	4.1	1.4	0.0	842063	22.8	16749	8.7
Asia: India	21.0	21.9	25.2	18.1	16.3	15.8	14.2	11.6	8.0	2.3	1.2	0.0	570595	15.4	11655	4.1
Asia: high income	0.0	0.3	0.9	1.2	1.5	2.0	2.4	5.0	12.1	19.6	21.0	17.1	166532	4.5	138750	14.3
Asia: other	22.2	24.1	23.1	18.7	17.5	17.7	17.2	15.0	11.9	6.4	4.9	3.7	642421	17.4	18266	7.3
Africa	28.7	17.9	14.0	9.1	7.3	6.6	6.1	5.3	4.6	2.2	1.7	1.2	376292	10.2	11730	2.7
Oceania	0.4	0.5	0.4	0.2	0.3	0.2	0.2	0.3	1.0	1.9	2.0	1.4	20405	0.6	99634	1.3
World	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	3697519	100	43628	100

	Decile1	Decile2	Decile3	Decile4	Decile5	Decile6	Decile7	Decile8	Decile9	Top10	Top5	Top1	Adult popn (000s)	Pop. share	Wealth per adult	Wealth share	Gini
USA	1.4	2.6	3.4	3.1	3.3	3.6	4.6	5.3	8.1	19.6	23.5	36.8	202865	5.5	201319	25.3	0.801
Japan		0.1	0.3	0.6	0.6	0.8	0.9	2.5	7.3	14.2	15.9	11.7	100933	2.7	157146	9.8	0.547
Germany	3.0	1.2	0.8	0.4	0.1	0.7	1.1	1.5	1.9	7.0	8.9	3.9	64810	1.8	114185	4.6	0.671
UK	0.1	0.3	0.5	0.6	0.7	0.9	0.7	1.2	0.8	5.9	6.0	6.3	43871	1.2	172461	4.7	0.697
Italy			0.1	0.2	0.3	0.5	0.9	1.7	3.1	5.6	5.5	5.3	46416	1.3	140843	4.3	0.609
China	6.8	14.3	14.8	33.5	37.5	34.2	32.4	29.4	20.7	4.1	1.4		842063	22.8	16749	8.7	0.550
Spain		0.1	0.3	0.3	0.4	0.5	0.3	0.7	2.5	3.7	3.2	2.3	32165	0.9	116782	2.3	0.585
France	0.1	0.3	0.5	0.6	0.7	0.9	1.2	1.7	2.6	3.5	3.9	5.6	44358	1.2	125254	3.4	0.730
Brazil	3.9	3.1	2.8	2.3	2.4	2.6	2.7	2.9	3.0	2.4	2.3	2.3	104213	2.8	35188	2.3	0.783
India	21.0	21.9	25.2	18.1	16.3	15.8	14.2	11.6	8.0	2.3	1.2		570595	15.4	11655	4.1	0.669
Canada		0.1	0.1	0.2	0.2	0.4	0.6	0.9	1.6	2.0	2.2	2.5	22764	0.6	120326	1.7	0.663
Korea, South		0.2	0.4	0.4	0.5	0.7	0.9	1.5	2.7	1.8	1.1	0.9	33242	0.9	64521	1.3	0.579
China, Taiwan			0.1	0.1	0.2	0.3	0.3	0.5	1.0	1.7	1.8	1.9	15478	0.4	143405	1.4	0.854
Australia	0.2	0.3	0.2		0.2	0.1	0.1	0.2	0.8	1.7	1.7	1.2	13690	0.4	126635	1.1	0.622
Russia	2.9	3.0	2.9	2.7	2.6	3.1	3.5	3.0	3.0	1.5	1.0	0.9	107493	2.9	24011	1.6	0.698
Netherlands			0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.4	0.8	1.4	1.6	1.7	12048	0.3	158484	1.2	0.649
Mexico	1.4	1.7	1.4	1.2	1.2	1.4	1.7	1.9	2.0	1.4	1.3	1.2	56132	1.5	30324	1.3	0.740
Turkey	0.5	1.1	0.9	0.8	0.9	1.1	1.3	1.5	1.8	1.1	0.9	0.8	40391	1.1	40202	1.0	0.717
Argentina	0.4	0.5	0.4	0.4	0.4	0.5	0.6	0.8	1.1	1.0	1.0	0.9	23307	0.6	60917	0.9	0.740
Indonesia	6.7	4.9	5.1	3.7	3.4	3.0	2.9	2.2	0.7	0.9	0.7	0.7	124446	3.4	13401	1.0	0.763
Thailand	1.0	1.4	1.2	1.1	1.0	1.1	1.2	1.2	1.1	0.5	0.4	0.2	40160	1.1	22678	0.6	0.709
Switzerland				0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.3	0.4	0.8	1.0	5497	0.1	187998	0.8	0.803
Pakistan	2.0	2.8	2.8	2.3	2.3	2.1	1.7	0.9	0.9	0.4	0.3	0.2	67968	1.8	13214	0.6	0.697
Bangladesh	1.9	2.7	2.6	2.2	2.1	2.1	1.9	1.4	0.9	0.3	0.2	0.2	66483	1.8	12389	0.5	0.650
Viet Nam	2.0	1.9	1.9	1.5	1.2	1.2	1.0	0.7	0.5	0.1	0.1		44025	1.2	10068	0.3	0.680
Nigeria	7.6	2.9	1.6	0.6	0.4	0.3	0.2	0.1	0.1				51431	1.4	2194	0.1	0.735
WORLD	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	3697519	100	43628	100	0.802

Note: Blank cells indicate values less than 0.05 per cent.

資料) James B. Davies, Susanna Sandstrom, Anthony Shorrocks, and Edward N. Wolff "The World Distribution of Household Wealth" (2006年12月5日)

III. 相手国別にみた日本産米の輸出に関する制度の概要および対応状況

0. 日本

【概要】

輸出にあたり、輸出者は予め輸出数量を地方農政事務所に届け出ることが必要。

コメを日本から輸出する場合、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」第 36 条に基づき、事前に輸出数量を最寄りの地方農政局長または農政事務所長へ届出を行うことが義務づけられている。販売を目的とする場合の他、国際宅配便等により個人用として輸出する場合、輸出者本人が出国時に携帯品又は別送品として持ち出す場合等、原則として、すべての場合にこの届出が必要となる。

なお、届出を行わなかったり、虚偽の届出によりお米を輸出した場合には 10 万円以下の過料に処される可能性もある。

図表 III-1 コメの輸出時に届出が必要な事項

- ・ 仕向国
- ・ 輸出時期
- ・ 輸出数量
- ・ 用途

1. 中国

【概況】

2007年4月に輸出が解禁され、7月に第一弾が北京・上海にて販売されたところである。中国側の求める検疫条件への対応、商標登録など制度面で対応すべき課題が多い。また、関税割当内の輸入者は100社程度存在するが、具体的な企業名は現状不明である。

【課題】

- ・商標登録：日本の多数の銘柄の中国語表記が商標登録済みであり、新たな商標や意匠の登録等の対応検討が必要。
- ・検疫制度：中国側の指定に応じた精米工場の整備が必要である。情報提供の促進、負担軽減のためには、精米工場の集約も要検討。
- ・表示制度：水際で商品現物を見て行われる検査が行われ、その場で対応が必要となるケースがみられる。制度と運用実態との乖離点も指摘。

(1) 相手国側の輸入にかかる規制

検疫に関する制度

(なお、検疫条件については政府間協議が継続されており、以下の内容は今後変更される可能性がある。)

中国への精米の輸出にあたっては、中国側の求める検疫条件を満たすことが求められている。検疫対象となる病虫害は以下の通りである。

図表 III-2 中国での検疫対象となる病虫害

- ・カツオブシムシ3種（ヒメアカカツオブシムシ、カザリマダラカツオブシムシ、ヒメマダラカツオブシムシ）
- ・イネもみ枯れ細菌病菌、イネえそモザイクウイルス²

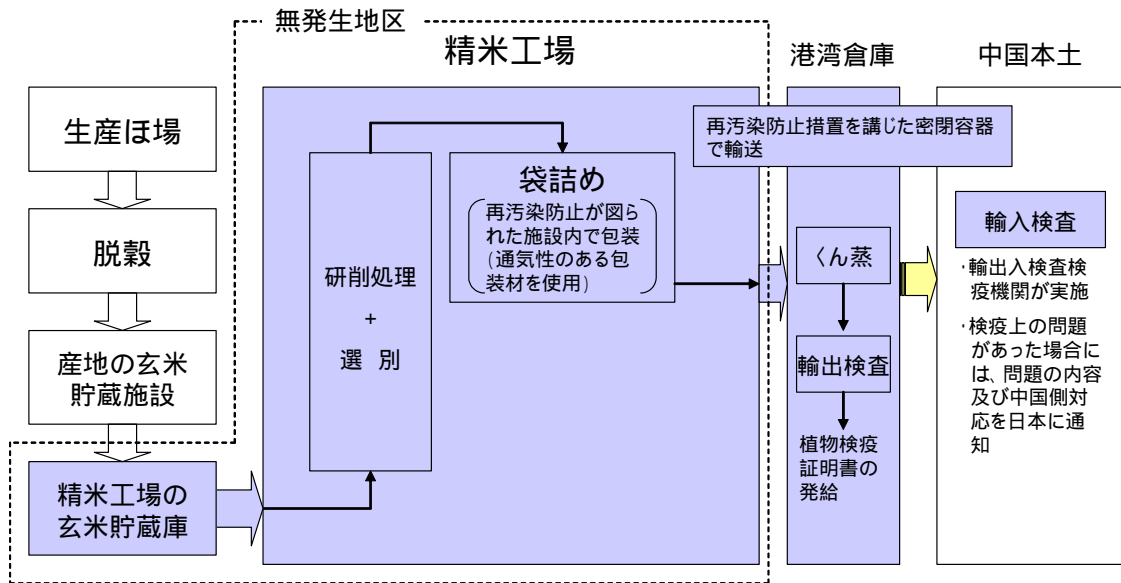
主な輸出条件を、輸出のフローに沿って示したものが下図である。国内では、病虫害の侵入予防体制などの条件を満たした認定精米工場のみで精米後、薫蒸処理を行わなければならない。このため、あらかじめ精米工場の指定・認可を受けておく必要がある。

所定の輸出検査を受けて、植物検疫証明書を添付して輸出される。また、積み込む輸送容器に対しても、再汚染防止装置を講じる必要がある。

中国側に入港後、中国検疫局による輸入検査が行われる。

² 玄米、籾、土壌等により感染する病害。検疫措置として、精米に玄米、籾、土壌等が混入していないことのみ確認。

図表 III-3 中国への輸出検疫条件の概念図



資料) 農林水産省資料

a) 精米工場の指定

精米工場の指定のフローは下図の通りである。まず、指定を希望する精米工場で、カツオブシムシ類の無発生調査を実施する。具体的には、精米工場及び付属する玄米貯蔵庫に誘引剤（フェロモン）を用いたトラップを 100 m²あたり 1 個以上設置し、カツオブシムシ類が無発生であることを確認（調査間隔は週 1 回）し、調査結果を取りまとめる。同様の調査は、精米工場指定・認可後も実施しなければならない。（下記フロー ~ ）

次に、上記トラップ調査結果や工場見取図等を含む添付書類をつけた、指定申請書を最寄りの植物防疫所に提出する。その後、植物防疫官による実地審査（日本側の指定に係る審査）を受けて、指定される。（下記フロー ~ ）

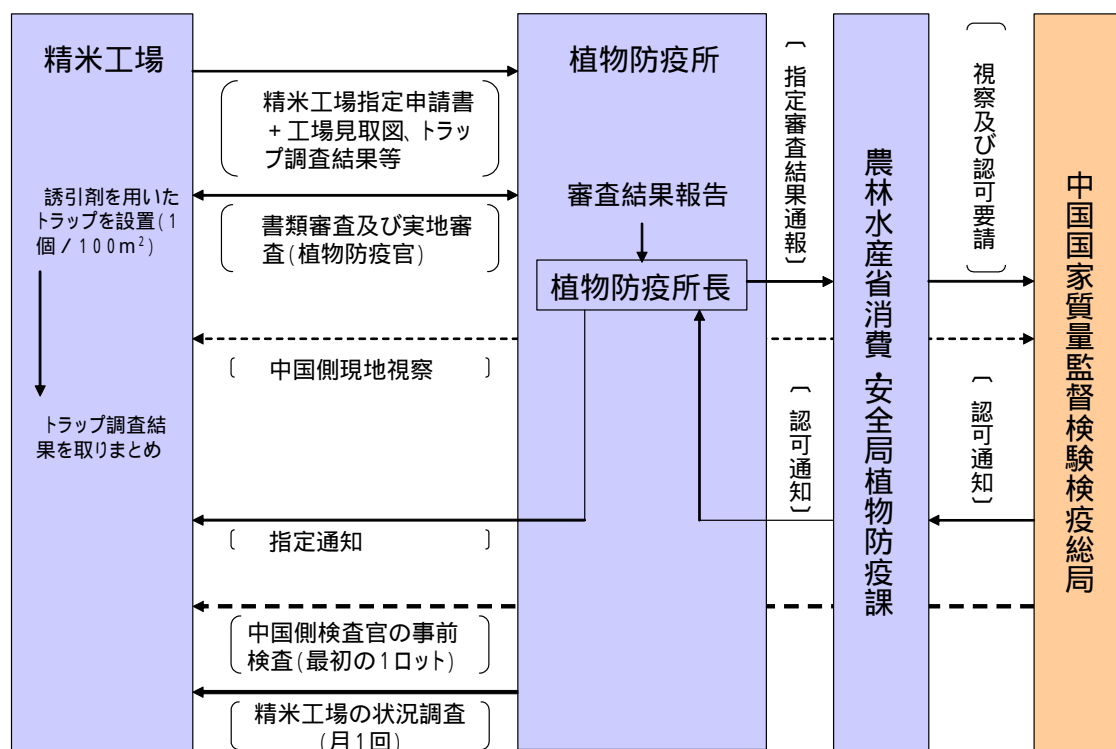
その上で、農林水産省から中国側当局へ申請され、中国側検査官による現地視察（中国側の認可に係る視察）が実施される。（下記フロー ~ ）

中国側の認可を経た後、植物防疫所から指定通知が交付され、精米工場が検疫条件を満たす施設として指定される。（下記フロー ~ ）

なお、精米工場が指定されてから初めての荷口を輸出する場合には、中国側検査官による病害虫調査及びプリクリアランスが必要とされるため、輸出者は輸出日程を調整の上、招へいを依頼する必要がある。（派遣費用は輸出者負担）

現在、精米工場の指定を受けているのは、神奈川県内の全国農業協同組合連合会の工場のみである。

図表 III-4 精米工場指定の手続きフロー



資料) 農林水産省資料

b) くん蒸処理・輸出検査

輸出者は、くん蒸処理の予定期間を事前に提出し、これを受けて、植物防疫官が開始時と終了時に実施を確認する。くん蒸処理は輸出港の倉庫またはコンテナにて実施する。

そして、輸出検査日の10日前までに植物等輸出検査申請書を提出し、これを受けて、植物防疫官は、輸出港において輸出条件を満たしているか、病害虫がないかを検査し、検査に合格した荷口に対して、植物検疫証明書を交付する。くん蒸処理を行った旨も証明所内に記載される。

c) 輸送容器・包装の条件

精米の積み込み前に輸送容器に対して、内部の検査および消毒作業を行う再汚染防止措置を講じなければならない。輸送容器の対象は下表の通りである。

精米の包装材は、清潔かつ衛生的で、通気性のある新しい素材でなければならない。また、各包装には、中国向けであること、品種、精米工場及び輸出者の名称・住所を中国語で表記することが義務づけられている。

図表 III-5 再汚染防止措置を講じる輸送容器

- ・ 精米工場からくん蒸倉庫等へ精米を運搬するために用いるトラック、コンテナ等
- ・ くん蒸倉庫から輸出用コンテナ

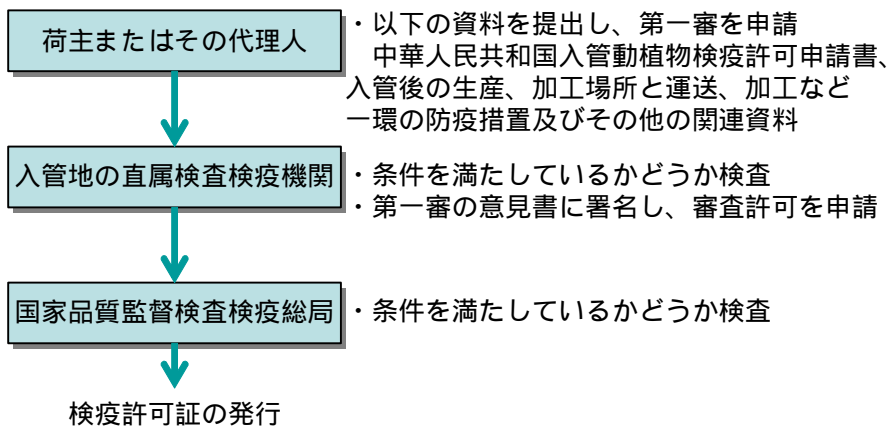
d) 中国本土における輸入検査

中国では、商品検査、衛生検査とともに、検疫検疫局によって検疫検査が実施される。検疫は、出入管穀物及び飼料検査検疫管理弁法(2002年3月1日施行)に基づき行われる。

d.1. 検疫許可証の取得

荷主又はその代理人は、売買契約を締結する前に検疫の審査許可手続きを行わなければならない。検疫審査許可の主な手続きは以下の通りである。荷主またはその代理人は検疫許可証に規定する入管穀物および飼料の検疫要求を商業契約書に明記しなければならない。

図表 III-6 中国における検疫許可証の取得フロー



資料) JETRO 上海センター編「出入管穀物及び飼料検査検疫管理弁法」第六条より作成

検疫許可証は以下の場合は無効となるため、新たに申請が必要である。

図表 III-7 検疫許可証の無効となる状況

- (一)入管穀物及び飼料の種類の変更または重量を10%を超えて増やしたとき
- (二)輸出国または地域を変更したとき；
- (三)入管地を変更したとき
- (四)「検疫許可証」の有効期限を超過したとき。

資料) JETRO 上海センター編「出入管穀物及び飼料検査検疫管理弁法」第八条

d.2. 輸入検疫の流れ

輸出されたコメは、入管地の検査検疫機関に以下の書類を提出し、検疫検査を申請する。検査検疫機関は検査を行い、合格した貨物に対して検査検疫証明書を発行し、入管後の販売や使用を許可する。

図表 III-8 中国での検疫検査申請時の提出書類

- (一)「検疫許可証」
- (二)貿易書類(売買契約書、信用状など)に決められた検査方法基準あるいは見本
- (三)規定に基づき提出すべきその他の関連書類

資料) JETRO 上海センター編「出入管穀物及び飼料検査検疫管理弁法」第八条

税制度

コメは「農産品輸入関税割当額管理暫定弁法」に基づき、関税割当制度³の対象品目となっている。税率の概要は以下の通りである。下記税額は通関時に納めなければならない。割当を受けている輸入者は国営企業 1 社、民間企業 100 社ほどが存在すると言われる。

図表 III-9 中国における税制度概要

	関税	増値税	合計
割当分	1%	13%	14.1%
割当外分	65%	13%	86.5%

備考) 農産品には消費税が課税されない

資料) 「平成 16 年度農林水産物貿易円滑化推進事業貿易情報海外調査報告書」より作成

(2) 相手国での販売にかかる規制

表示に関する制度

a) 法律に基づく義務表示

a.1. 法律規定による表示内容

日本産米の輸出の場合、包装には中国向けであること、品種、精米工場及び輸出者の名称・住所を中国語で表記しなければならない。

a.2. 輸入食品の表示ラベル審査

輸入食品の表示ラベルについては、従来は輸入手続に先立って製品に添付するラベルは、国家品質監督検査検疫総局（国家質量監督検験検疫総局）の事前審査を受ける必要があったが、2006 年 4 月より事前審査制度がなくなり、輸入通関時に検疫の一項目として審査されることになっている。輸出しようとする企業は、食品ラベル関係の中国国家基準(GB 規格)に基づいて自己作製することになる。

なお、ヒアリングによると、市場で販売されている輸入食品の中には、中国語表記が徹底されないまま販売されているケースも見受けられる。

b) 法律に基づく任意表示

法律規定に認められるスーパーで販売される生鮮製品の表示可能項目は、商品バーコード、無公害農産品、健康食品表示である。

³ 一定の輸入数量の枠内に限り、無税又は低税率（一次税率）の関税を適用して、需要者に安価な輸入品の供給を確保する一方、この一定の輸入数量の枠を超える輸入分については、比較的高税率（二次税率）の関税を適用することによって、国内生産者の保護を図る制度

商標登録に関する制度

中国では、すでにコメの商標として、日本のおおくの銘柄の中国語表記（「越光」「一目惚」等）が登録されており、中国へ輸出した際にこれらの商標が使用できない点が問題となっている。商標に関する権利を有する企業は、中国企業もあれば、日本企業もある。商標登録には1年近くを要する。2007年7月からの販売では、産地表示ではなく県名を記載して販売された。

図表 III-10 中国と日本の商標登録に関する制度の比較

	日本	中国
法律	商標法、商標法施行令	商標法、商標法実施条令
管轄	特許庁	国家工商行政管理总局商標局
商標の定義	文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合で、業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者がその商品について使用をするもの。（商標法）	自然人、法人またはその他の組織の商品を他人の商品と区別することができるいかなる視覚的標章（文字、図形、アルファベット、立体的形状及び色彩の組み合わせ、ならびにこれらの要素の組み合わせを含む）
商標の要件	商標法3条により規定	商標法第10条により規定 <ul style="list-style-type: none"> ・外国の国名、国旗等と類似するもの ・各国政府よりなる国際組織の名称等と類似するもの ・県クラス以上の行政区画の地名又は公知の外国地名等
商標権の効力	登録商標の存続期間：10年 全国的に効力が及ぶ商標権が付与され、権利者は誰からも排除されることなく指定商品又は指定役務について登録商標を独占的に使用可能。	登録商標の存続期間：10年 <ul style="list-style-type: none"> ・商標権者は当該商標専用権の範囲において登録商標を独占的に使用可能。ただし、登録商標に含まれる商品の一般名称、図形、型番、または直接的に商品の品質、主原料、効能などを表示したもののや、地理的名称については、商標権者は他人の正当な使用に対する禁止権を有しない（実施条例第49条）。 ・継続して3年間使用しない場合は取消
手順	<ul style="list-style-type: none"> ・商標登録出願願書を特許庁に提出 ・拒絶の理由が発見された場合には「拒絶理由通知書」が送付される ・拒絶の理由が発見されない場合、あるいは「拒絶の理由」が解消された場合、登録査定の際に送付される。 ・謄本の送達の日から30日以内に10年分の登録料を納めると、設定登録が行われる。（特許庁ホームページより作成） 	<ul style="list-style-type: none"> ・中国語による「商標登録出願書（願書）」1通、商標見本5部、出願人の身分を証明できる有効な証書の写し、代理委任状、主体資格証明書および使用管理規則（団体商標、証明商標を出願するとき）等を商標局に提出 ・「登録出願受理通知書」が送付される（約4ヶ月後）。 ・30日以内に指定された内容の補正を行う。 ・登録要件を満たしている場合は直ちに出願が公告に付される。 ・3ヶ月以内に異議申し立てがなければ、公告の日から3ヶ月経過した日に商標登録証を発行する。

確認方法	商標公報データベースで検索可能。 (http://www.ipdl.inpit.go.jp/Syouhyou/shsogodb.ipdl?N0000=103)	国家工商行政管理总局商標局に直接確認。 確認依頼がある程度集まるたびにまとめてそれらに対し返答する。
救済措置	(1) 当事者間で解決を図る (2) 裁判所以外の手を借りる (3) 裁判所の手続を利用する (4) 刑事責任の追及を捜査機関に求める (5) 税関に対し輸入差止めを申立てる (経済産業省ホームページより転載)	・ 工商行政管理部門による行政と人民法院による司法との 2 本立ての救済 ・ 非親告罪
サポート	弁理士など	商標代理を専門とする組織である有限責任公司、または個人合作企業であって工商行政管理总局に登録を行った機関が出願の代理を行う。

資料) 中川博司『東アジアの商標制度() - 中国・香港・台湾』をもとに作成

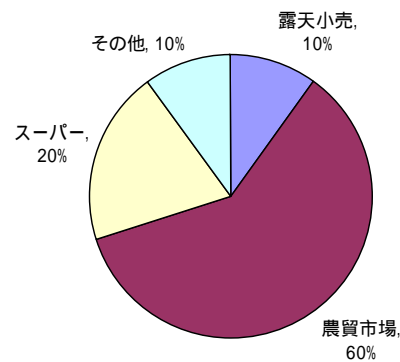
(3) 相手国内における流通

流通経路

中国の生鮮産品全体の販売形式は右図のようになっているが、近年はスーパーの発展により、消費者のスーパーへの依存度が高くなっているとされる。

スーパーにおける生鮮産品の仕入れルートは大きく、生産基地からの直接購入、仲介商社経由、農民組合経由、卸売市場経由の 4 つが存在する。

図表 III-11 生鮮産品の販売形式 (2004 年度)



国内マーケット事情

図表 III-12 コメの中国国内におけるマーケット事情

産品特性	<ul style="list-style-type: none"> ・米の主要な品質指標(平均値): 整精米率 51.8%、白色率 44%、白度 8.3%、粘度 46.5、澱粉含有量 24.8%。肉眼で見たとき、米の色が白く、米粒の大きさが揃い、虫がついていない。 ・各地の気候環境及び栽培方式により、中国は華南二期作区、華中二期作区、西南高原一二期作区、華北一期作区、東北早熟一期作区、西北乾燥区一期作区等の 6 つの稲作地域に分けられる。 ・中国では、青海省で水稲を栽培しない以外、他の各省すべてで栽培している、主に南方 14 省市及び東北地区に集中している。
収穫期	播種期 5 月中旬、7 月下旬-8 月上旬に刈取り 地域により播種期及び刈取り期は異なる。早稲の生育期が普通 130 日ぐらい、うるち稲は 165 日ぐらい。
越境期	水稲は保存が良い農産品であるため、反季節販売のメリットはない。
消費形態	小売: 40%; レストラン: 20%; 加工: 10%; 輸出: 30%。
輸出入状況	タイ等から輸入

資料) 「平成 16 年度農林水産物貿易円滑化推進事業貿易情報海外調査報告書」

2. 香港

【概況】

自由貿易政策が推進され、原則的に貿易障壁は存在していない。コメの輸入業は許認可の対象となっているが、誰でも登録を申請することが可能であり、多数の輸入業者が存在する。

(1) 相手国側の輸入にかかる規制

検疫に関する制度

-

税制度

-

輸入取扱業者の許認可

コメは、香港備蓄商品条例(第296章)(Reserved Commodities Ordinance (Cap 296))に基づき備蓄商品として分類され、その輸出入は許認可制の対象になっている。

香港内で消費するためにコメを輸入する事業者は、いずれも工業貿易署の署長宛てに登録を行い、輸入許可(ライセンス)を受けなければならない。しかし、この公認輸入業者は誰でもいつでも登録を申請することができる。2005年3月時点で登録されている輸入業者は83社である。コメの輸入業者は、毎年、工業貿易書 Rice Control Unit(コメ管理ユニット)に輸入量を報告する義務がある。さらに、輸入ごとに、その1ヶ月前前に実際の輸入量を報告しなければならない。一般的に、四半期ごとにコメは輸入されている。

(2) 相手国での販売にかかる規制

表示に関する制度

a) 法律に基づく義務表示

香港では、コメに対して一種の包装済み商品としての商品表示が義務付けられている。

商品に表示がある場合は、いずれも香港商品表示条例第362章(Hong Kong Trade Descriptions Ordinance (Cap. 362))の規定により、商品に記されているか商品に添付されている、もしくは広告宣伝に含まれている商品表示や商標、記述は、すべて真実であり、合法的なものでなければならない。

また、消費財安全性規則(Consumer Goods Safety Regulation)により、いかなる消費財についても、安全な保管、使用、消費、廃棄に関する警告や注意書きのすべてを中国語と英語で併記しなければならない。さらにその警告や注意書きは判読でき、その商品の目立つ場所、例えばパッケージ、パッケージに貼られたラベル、あるいはパッケージに挿入した書類に記されていないといけない。

また、香港では、コメはアレルギー物質として、アレルゲンの対象物質に指定されており、表記が義務付けられた。

包装済みのコメに規定された商品表示は具体的に以下のとおりである。

図表 III-13 香港におけるコメ包装表品への表示義務項目

- ・ 食品の名称
- ・ 重量あるいは容量の多い順に並べた成分の一覧
- ・ 食用期限 ("use by date") あるいは賞味期限 (" best before date ")
- ・ 保存方法あるいは使用方法 (該当する場合のみ)
- ・ 製造業者あるいは包装業者の名称および住所
- ・ 食品の数、重量あるいは容量
- ・ アレルゲン対象物質

衛生に関する制度

-

(3) 相手国内における流通

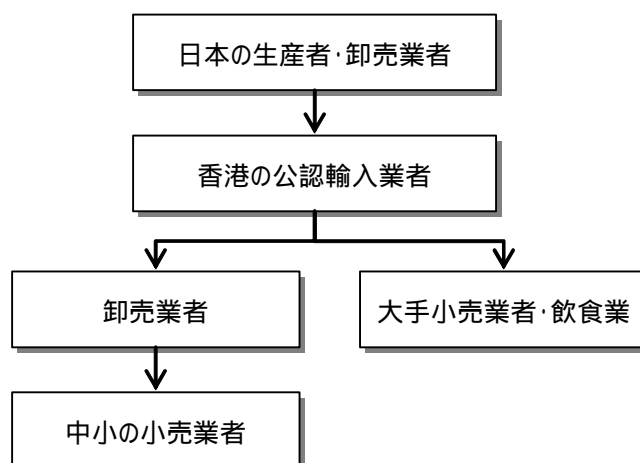
流通経路

香港では、輸入業者として登録していない小売店や飲食業者等は、公認輸入業者を通じてコメを輸入しなければならない。

国内マーケット事情

香港に輸入されているコメは大部分が白米 (全粒) であり、タイ米のシェアが 85% を占める。(2003 年時点)

図表 III-14 香港におけるコメの流通経路



3. 台湾

【概況】

コメ取扱業者が登録制となっている。また、民間輸入業者も割当内の対象とした関税割当制度の導入によって、コメの輸入がコントロールされている。また、検査・検疫に関しては、日本での植物検疫証明書の添付が必要となる。

(1) 相手国側の輸入にかかる規制

検疫に関する制度

台湾において、日本産米の輸入に際しては、台湾の行政院農業委員会植物防疫検疫局・植物検疫組・農産品検疫科が定めた指定項目を満たしていることを証明する、日本の公的機関による「植物検疫証明書」を添付することが義務づけられている。

申請者の台湾サイドで所定の輸入植物検疫報驗申請書を到着検疫所に提出し、許認可を得る。検査にかかる所要日数は、通常開始から 48 時間である。検査・検疫にかかる費用は平日で CIF⁴価格の 0.1% である。

税制度

コメは 2003 年から関税割当品目の対象となっている。関税割当制度の概要は以下の通りである。

図表 III-15 台湾における関税割当制度の概要

項目	概要
割当内数量	14 万 4,720 トン（玄米換算）
割当内輸入方法	* 国营貿易制度を採用 ・ 政府当局が輸入 94,060 トン（割当内数量の 65%） ・ 民間が輸入 50,652 トン（割当内数量の 35%）
割当内関税率	もみ、玄米、白米、碎米はゼロ
割当外関税率	重量税を採用（米は 45 元/kg、米食製品は 49 元/kg）
特別セーフガード	輸入量が基準量を超えた場合、もしくは輸入価格が基準価格を下回った場合に発動する。

資料）「平成 16 年度農林水産物貿易円滑化推進事業貿易情報海外調査報告書」より作成

関税割当内の民間輸入米については、輸入数量枠の配分（ライセンス）がオークション制度（入札）によって決定される。輸入業者は、輸入米 1 kg あたりの当局に納入する権利金を高額で落札した順に枠が与えられる。台湾にコメを関税割当内で輸出するには、このライセンスを有する輸入業者と契約しなければならない。

⁴ 貨物の本船積み込みまでの価格（FOB 価格）に海上輸送運賃と輸送保険料を含んだ費用を輸出者が負担する貿易手続き

輸入取扱業者の許認可

コメ取扱業者は「糧食取扱業者登録証」(糧商執照)を取得している業者に限定される。

また、台湾での輸入に際しては、輸入商品全般に適用される「輸入食品検査手続法」に基づき、経済部標準検査局(行政院衛生署からの委託)によって輸入検査が実施される。人体に有害と思われる製品や、徹底検査が必要と判断されるものに対して、全数検査・抜き取り検査が実施される。特に、コメは以下のような検査が実施される。

図表 III-16 台湾におけるコメの輸入検査方法

項目	概要
開封検査対象	10 コンテナ以下 2 コンテナ 10 コンテナ以上 10 コンテナにつき 1 コンテナ
取り出し方法	10 袋未満：全袋 10～100 袋：10 袋を任意抽出 100 袋以上：総数の平均値
取り出し量	1 貨物につき 2kg 以上(包装形態が真空・充気包装の如何を問わない)

資料)「平成 16 年度農林水産物貿易円滑化推進事業貿易情報海外調査報告書」より作成

(2) 相手国での販売にかかる規制

表示に関する制度

a) 法律に基づく義務表示

台湾で輸入される食品は、中国語の輸入食品表示ラベルが必要である。表示ラベルの作成は通常、台湾輸入業者によって行われるが、日本の輸出業者に作成を依頼されるケースもある。食品ラベルの貼り付けは、台湾での輸入検査時に必要となるので、日本から輸出する前に行う必要がある。容器または包装されたコメは、「輸入食品検査」規定に基づいて、台湾産米と同様に表示すべき事項が義務づけられている。

図表 III-17 台湾における表示義務事項

<ul style="list-style-type: none">・種類・品種・産地・等級(国が定めた基準により区分け)・加工包装日・保存期間・精米工場名、住所、電話番号

資料)「平成 16 年度農林水産物貿易円滑化推進事業貿易情報海外調査報告書」より作成

なお、輸入食品の表示特例措置として、輸入後に小分け包装し直すか、その他の加工を行う必要がある場合は、中国語での表示を行わなくても良い。その場合は、行政院衛生署または標準検査局の所轄分局に関係書類を提出して手続きを行わなければならない。

b) 業界自主表示

台湾産米は、生産期の表示が義務づけられている。

衛生に関する制度

食品輸入業者は「食品衛生管理法」（行政院衛生署）により、食品検査登録および食品輸入許可書の発給が義務づけられている。食品輸入許可書の有効期間は1～5年であり、有効期限の3ヶ月前までに延長手続きをする必要がある。

食品衛生管理法の要旨は以下の通りである。

図表 III-18 台湾における食品衛生管理法の要旨

項目	概要
内容物表示	重さや内容量は、通例の単位を用いる
容器・包装を用いる食品の表示	・字体は縦 2mm、横 2mm 以上とする。 (但し、表面積が 10 cm ² 以下の小分け包装の場合は、品名・業者名・賞味期限以外は、字体の大きさは 2mm×2mm でも良い)
全面禁止（製造・販売・加工・包装・輸送・貯蔵・輸出入・贈答・公開陳列）	・変質、腐敗しているもの ・有害で異物が混入しているもの ・病原菌に感染しているもの ・残留農薬が安全許容量を超えているもの ・放射能含有量が安全許容量を超えているもの ・偽造物 ・賞味期限を過ぎているもの
廃棄処分	・衛生上問題があるもの ・賞味期限の表示がない、または表示が判読不能なもの ・業者名や商品の出自が不明なもの
食品業者の作業場所・施設	・中央管理機関の定める衛生規定に合致していること ・規定に違反した場合は、内容によって一時作業停止・廃棄処分・改善通達・罰金が課せられる。

資料)「平成 16 年度農林水産物貿易円滑化推進事業貿易情報海外調査報告書」より作成

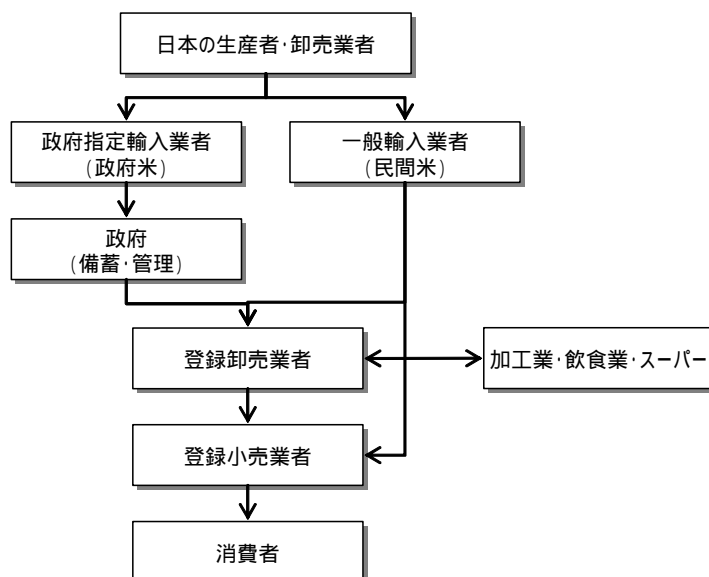
(3) 相手国内における流通

流通経路

台湾では、コメは生産から流通にいたる需給面全般が管理されている。輸入されたコメは、関税割当制度の下で、政府指定輸入業者と一般民間業者（卸売業兼務が多い）が取り扱っている。

政府米は国産米と同一の流通ルートで販売されるが、民間米は直接卸売業者を通じて、小売業者または加工業者、飲食業者、スーパーに販売されている。

図表 III-19 台湾における輸入米の流通経路



日本からの輸入米は、量が少ないため、卸売業者を兼務する民間輸入業者が傘下の販売ルートで販売されるケースが多いという。

国内マーケット事情

台湾では、国産米保護のため、生産段階で確立された生産技術管理制度のもとで、品質の高いブランド米をつくり、販売経路を確保して、国産米を中心とした米食消費の拡大を図るため、官民一体となって、以下のような対策が取られている。

図表 III-20 コメの中国国内におけるマーケット事情

生産調整	<p>コメの自由化と国内消費の低迷により、減反政策を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2002年：作付面積 307 千 ha / 生産数量 1,803 千トン ・ 2003年：作付面積 272 千 ha / 生産数量 1,648 千トン
価格安定措置	<p>コメの自由化に伴い、国内市場の需給安定化を図るため、以下の措置を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作付面積の縮減 ・ 政府の穀物の買い取り強化 ・ 海外向け食料人道支援及び国内食糧援助の推進 ・ 余剰米の買い取り ・ 都心部での米食推進の強化
輸入米対抗措置	<p>国内業者と協力し、各地に生産・販売戦略連盟を組織し、地域性豊かな共同ブランド品の育成を図っている。すでに、5 連盟が結成され、93 社の食品会社の傘下を得て、徐々に消費者の認識が高まりつつある。</p> <p>また、国産米の品質を強化するため、CAS 認証を取得した指導者の下で 14 社が 19 種の CAS 良質米を生産。うち 15 種を「台湾の良米」ブランドとして販売。日本や華人地区への輸出を検討。</p>
米需要の拡大策	<p>消費拡大のため、米食推進プロモーションや稲作産業文化の体験活動強化、米食教材の編集・出版、全国米食文化期間の推進などの活動を実施。</p>
米の検査と市場管理	<p>消費者の信頼を確保するため、以下の施策を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 米穀検査員の免許制度の推進 ・ 市場で販売中のコメの抜き打ち検査の強化 ・ 政府米委託倉庫の自主品質管理制度の試行

資料) 「平成 16 年度農林水産物貿易円滑化推進事業貿易情報海外調査報告書」より作成

4. シンガポール

【概況】

シンガポールでは、コメの輸入業者、卸売業者が許可制となっており、全てのコメが「価格統制法」の下で、貯蔵管理されている。精白米の輸出にあたっては、特に輸入検査等も必要としない。

(1) 相手国側の輸入にかかる規制

検疫に関する制度

輸入業者は、国内の表示基準を満たす最終製品を輸入し、入港後に輸入許可をシンガポール国際企業庁より取得し、通関後はすぐに倉庫に搬入される。

特に、輸入検査は実施されないが、輸入業者の倉庫や販売店で、許容残留農薬基準等を満たしているかどうかの抜き打ち検査が実施されることがある。

なお、精白米を除くコメは、事前に日本の試験期間による分析試験報告書の提出が義務づけられている。

税制度

コメに関して、特に輸入関税は課せられていない。

なお、輸入業者は消費税として、CIF 価格の 5 % を税関に支払わなければならない。

輸入取扱業者の許認可

シンガポールでは、すべてのコメが「価格統制法」の下に管理され、コメの輸入業者はシンガポール国際事業庁から免許を取得することが義務づけられている。

免許を取得した輸入業者は、国際事業庁が管轄する「米貯蔵計画」に基づき、国内市場での米の安定的供給の確保に参加することが義務づけられている。米の輸入にかかるライセンスは以下の 4 つに分類される。

ライセンスの申請は、シンガポール会社法に基づいて登記された法人または事業登記法に基づく個人事業主であれば、誰でも申請可能である。

図表 III-21 シンガポールにおける輸入業者のライセンス

ライセンス	概要
国内消費米の輸入・卸売（貯蔵米）	精白米の流通に従事する輸入業者は認可を受けた貯蔵計画協力業者として RSS に参加することが要求されている。 <u>毎月輸入する月間輸入量（Monthly Import Quantity：MIQ）を公約しなければならず、最低 MIQ は 50 トンとなっている。</u> 輸入業者は国家備蓄用に政府が指定する倉庫に <u>MIQ の 2 倍量以上の貯蔵米を保管維持しなければならない。</u> 輸入業者は毎月 1 日から同月末までに MIQ 相当の貯蔵米を輸入しなければならない。この条件を満たさない場合には、政府は、不足量 1 トンにつき 50 ドル相当の損害賠償額を課することができる。非常時には政府に米を確保する権利があるが、米の所有権は個々の貯蔵計画協力業者に属するものとする。
国内消費米	精白米以外の米を輸入する輸入業者は米の貯蔵計画に参加する必要はない

の輸入・卸売 (非貯蔵米)	が、毎回非貯蔵米を輸入するに際し以下の書類を提出しなければならない。 -インボイス -船荷証券(B/L)またはAWB -海外輸出業者から輸入業者、米の種類、数量、パッキングリストを記載した確認書 -サーベイヤーまたは海外試験機関による米の分析試験報告書
再輸出目的の 米の輸	このライセンスは再輸出目的の輸入しか認めておらず、輸入した後、国内販売のみならず他の輸入業者に販売することも禁止されている。輸入された米は保税倉庫(FTZ)にのみ一旦保管することが認められている。
製造加工目的 の100%砕 米の輸入	このライセンスに基づき輸入された米は自社製造目的でのみ使用され、再販は認められていない。

資料)「平成16年度農林水産物貿易円滑化推進事業貿易情報海外調査報告書」より作成

(2) 相手国での販売にかかる規制

卸売業の許可

国内販売・消費を目的としたコメの卸売には、輸入ライセンスとは別にコメの卸売ライセンスを国際企業庁より取得しなければならない。ライセンスを取得した卸売業者は、輸入業者からコメを購入し、小売店もしくは業務店に卸売することができる。

表示に関する制度

a) 法律に基づく義務表示

コメは、生鮮果実・野菜類と同様に「食品販売法」の規制を受ける。食品販売法では、表示規定や残留農薬基準を規定している。義務表示項目は以下の通りである。

図表 III-22 台湾における表示義務事項

米の種類: white rice, glutinous rice, cargo or brown rice, boiled or parboiled rice のいずれか。 穀物組成: 全粒または粉碎されたものかどうかの区別 正味重量: kg 表示 銘柄 輸入業者、卸売業者、代理店、パッカーの会社名、住所

資料)「平成16年度農林水産物貿易円滑化推進事業貿易情報海外調査報告書」より作成

衛生に関する制度

環境保健(食品衛生)規定では食品を販売する店舗のライセンス規定、施設登録、衛生証明書、食品取扱担当者の健康診断規定、食品の貯蔵・保存に関する基準を定めている。(日本の食品衛生法に相当)なお、シンガポールでは、コメ専門の小売店はなく、スーパーマーケットやプロビジョンショップと言われる雑貨商でコメは販売されている。

(3) 相手国内における流通

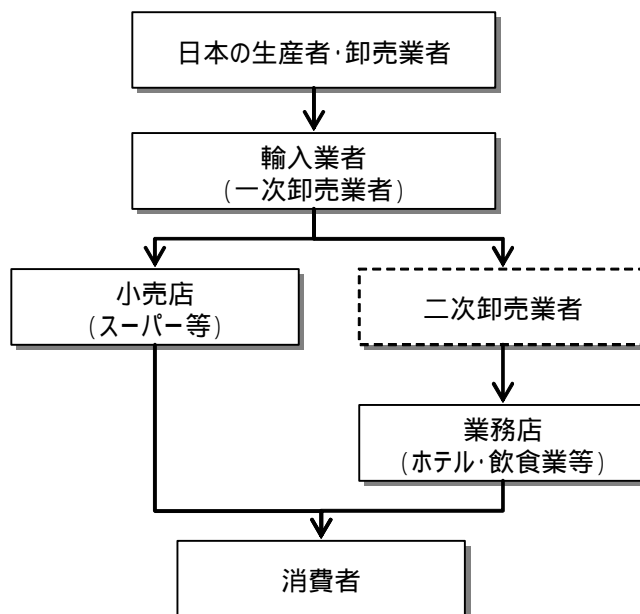
流通経路

シンガポールでは、輸入されたコメはライセンスを有する輸入業者を經由して、小売店または業務店へ卸売される。小型小売店や業務店への供給は二次卸売業者が介在しているケースが多いとされる。

流通経路をみると、卸売市場を經由しない市場外取引が一般的であり、価格は年間を通じて安定している。

日本からのコメの輸出にあたっては、すでに輸入ライセンスを有する輸入業者と交渉し、その輸入業者が有する輸入枠と国内流通網を利用して輸出販売することが一般的となっている。

図表 III-23 シンガポールにおける輸入米の流通経路



国内マーケット事情

コメの国内生産はなく、すべて輸入に頼っている。年間 30～50 万トンの輸入量のうち、タイからの輸入が 5 割強を占める。

日本からもコシヒカリやあきたこまち等が毎年輸入され、日系スーパーマーケットで小売りされているが、輸入米シェアの 0.1% 未満である。

主要品種はインディカ米であり、通年で均等な輸入が行われている。ジャポニカ米はアメリカ、オーストラリア産に加え、中国産コシヒカリも輸入されているが、2004 年に中国のコメ輸出制限措置がとられ、輸入量は減少傾向とされる。

5. 米国

【概況】

アメリカでは、バイオテロ法への対応として、包装や加工、保管にかかる施設登録が事前に必要となる。また、流通段階で栄養表示が必要な事前の対応が求められる。さらに、籾の輸入は禁じられており、輸入時には籾の混入率が検査対象となる。関税は品目によって一律に課される。

(1) 相手国側の輸入にかかる規制

検疫に関する制度

植物検疫法に基づき、もみのアメリカへの輸入は禁じられている。(一部研究用を除く)
玄米、精米、砕米は輸入許可を取得することまでは求められていないが、通関時の検査の対象となり、1クォート(約1.101リットル)あたり28粒をこえる籾や籾殻の混入があった場合には輸入は拒否される。

税制度

コメを輸入した場合に課される関税率は以下の通りである。この他、税関使用料は輸入申告額(FOB価格)の0.21%、船便の場合は港湾維持料として、輸入申告額(FOB価格)の0.125%が課される。

図表 III-24 アメリカにおけるコメへの関税率

品目	関税率
籾	1.8 セント/kg
玄米・短粒種	2.1 セント/kg
精米・短粒種	1.4 セント/kg
砕米	0.44 セント/kg

資料)「平成16年度農林水産物貿易円滑化推進事業貿易情報海外調査報告書」より作成

消費税は、通関時には徴収されない。販売時の消費税は、州や自治体ごとに異なる。

例えば、ニューヨーク市やロサンゼルス市では食品には原則として課されないが、イリノイ州では食品に対しても課税され、シカゴでは2%課されている。(2004年時点)

輸入取扱業者の許認可

-

「バイオテロ法」に基づく規制

2002年にバイオテロ法が制定され、以下の手続きが必要とされる。

図表 III-25 バイオテロ法に基づく主な手続き

項目	概要
食品施設登録	コメを輸入するには、事前に、製造、加工、梱包、保管などのための米

	国内外（日本国内の施設を含む）の施設を米国健康福祉省食品医薬品局（FDA）に登録しなければならない。（農地は登録が必要な施設には含まれない。） 登録手続きは施設責任者のほか、代理人でも可能。オンライン登録も可能。
輸入事前通告	コメを米国に輸入する場合、米国への貨物の到着前（船便の場合は到着の8時間前までに）に、FDA に事前に通告しなければならない。商業的な輸入は、サンプル品を含めすべてが対象となる。事前通告手続きは誰でも可能だが、アメリカ側の通関業者が輸入業者が担うのが一般的。
食品に関する記録の保持	食品の製造、加工、包装、流通、荷受、保管、輸入を行うものは、仕入元と出荷先を記録しなければならない。直接アメリカにコメを持ち込まない外国人は対象とならない。

資料）「平成 16 年度農林水産物貿易円滑化推進事業貿易情報海外調査報告書」より作成

（ 2 ）相手国での販売にかかる規制

表示に関する制度

a) 法律に基づく義務表示

連邦食品・医薬品・化粧品法、栄養表示教育法に基づき、食品名称、正味重量、原材料、製造者名、パッカーまたは流通業者の名称、事業所の位置（住所）、原産国、栄養表示（サービングサイズ、食品（1 販売単位）のサービングサイズ数、1 サービングサイズ当たりの栄養素の含有量等）を表示することが義務づけられている。

b) 法律に基づく任意表示

コメに関しては、米国農務省(USDA)穀物検査・食肉流通局（Grain Inspection, Packers and Stockyards Administration, GIPSA）が中心となって、野菜・果実の格付けが行われている。規格は、もみ、玄米（加工用）、精米についてそれぞれ存在し、精米は、U.S.No1 から U.S.No5 までの 5 段階（厳密にはその下に U.S. Sample というグレードがあるほか、醸造用の規格なども別途存在する）に分かれている。

なお、外国産品は直接格付けを受ける対象ではない。

図表 III-26 精米のU.S.No.1 に求められる主な基準

<p>500g 中に他の植物の種や熱による変色米・もみなどの混入が 2 粒以下 ぬかの付着による変色米や水分・虫などの被害を受けたコメの混入が 0.5 % 以下 白変したコメの混入が 2 % 以下 砕米が 4 % 以下 他品種（長粒種や中粒種）の混入（中粒種の砕米は可）が 1 % 以下 白かクリーム色であること 十分に精米されていること</p>

資料）「平成 16 年度農林水産物貿易円滑化推進事業貿易情報海外調査報告書」より作成

衛生に関する制度

連邦食品・医薬品・化粧品法により、有害・有毒な物質を含有する食品や不衛生な食品

の販売は禁じられている。また、残留農薬も同法および連邦農薬・殺菌剤・殺鼠剤法により規制されている。

食品衛生に関する手続きは、FDA と税関の連携の下に実施される。必要に応じて、サンプリング検査等が実施される。

また、業界・量販店の独自基準として、GAPs (Good Agricultural Practices) が定められている。これは、安全な生鮮野菜や生鮮果物を生産するために必要な、基本的な環境上および農作業上の状態（習慣）のことである。具体的には、農業生産の作業行程ごとに想定される危害要因とその対応策を示したガイドライン「生鮮果物と野菜について細菌による安全性に対する危害を最小限にするためのガイド」（Guide to Minimize Microbial Food Safety Hazard for Fresh Fruits and Vegetables）11（FDA,1998）が策定されている。この中には、農場や生鮮品の洗浄過程で使用する水や肥料の取り扱い、包装施設の衛生管理など、生鮮品の育成、収穫、洗浄、選別、包装および運搬の各段階での留意事項が記載されている。

このガイドラインは、輸入される生鮮品も対象としているが、従うか否かは任意であり、米国への輸入に当たってこのガイドに関して公的機関から何らかの要求がなされることはない。ただし、このガイドに沿った取組みを生産者側に求める輸入業者もみられる。

（3）相手国内における流通

流通経路

アメリカにおける輸入米の流通経路は右図のように整理される。

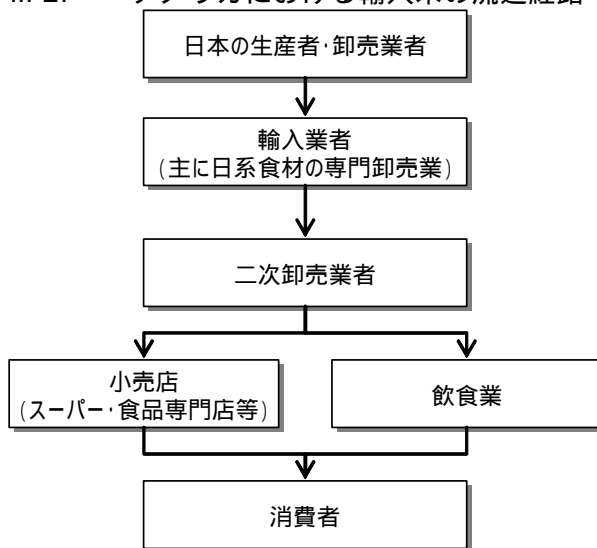
国内マーケット事情

アメリカにおける品種別の生産割合は下図の通りとなっており、短粒種は1.5%程度である。短粒種はほとんどがカリフォルニアで生産されている。

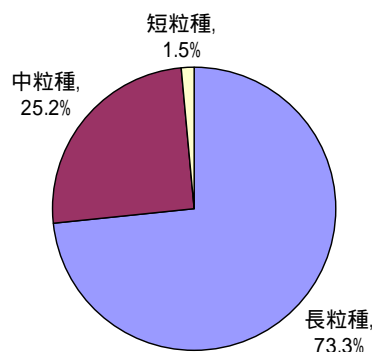
コメの輸入先は、タイが最も多く、次いで中国が多い。

国内生産の約半分が国内消費に回され、残りが輸出および在庫となっている。国内消費の約75%が食用（加工用を含む）、残りが醸造用や飼料用とされる。

図表 III-27 アメリカにおける輸入米の流通経路



図表 III-28 アメリカにおけるコメの品種別生産割合



参考文献

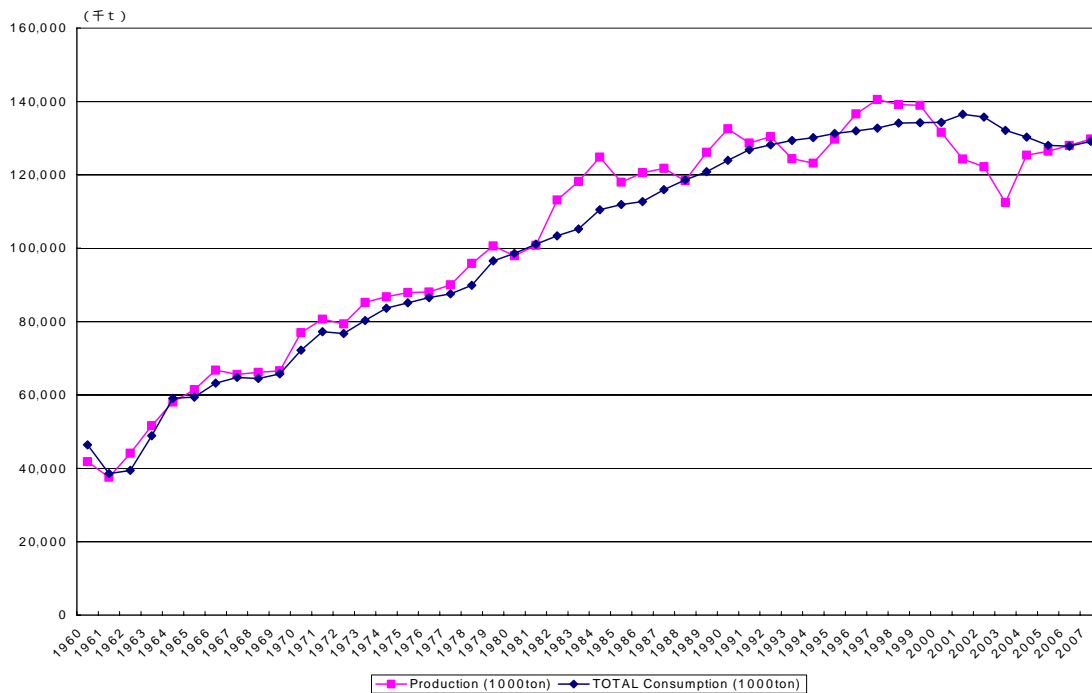
- ・ 農林水産省「平成 17 年度農林水産物貿易円滑化推進事業我が国の農林水産物・食品輸出マニュアル」
- ・ 農林水産省「平成 16 年度農林水産物貿易円滑化推進事業貿易情報海外調査報告書（食品別輸入関連規則・流通事情）」
- ・ 農林水産省「各国の輸入関連制度等に関するデータベース」

IV. 参考図表

1. 中国

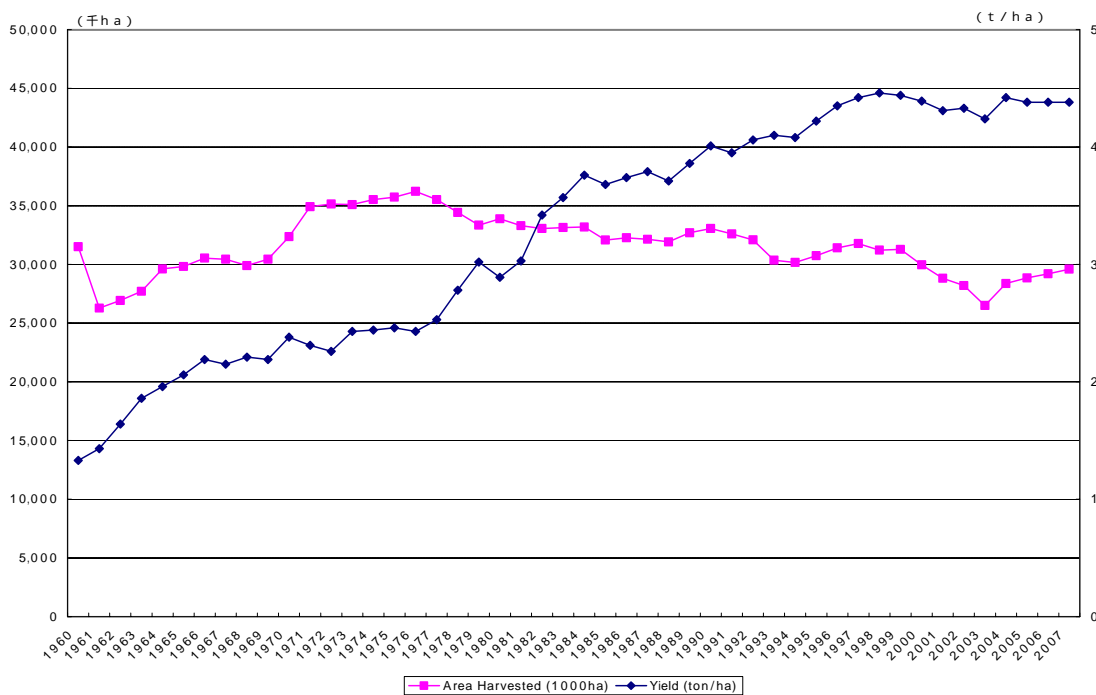
(1) 米の生産と消費動向

図表 IV-1 生産量と消費量



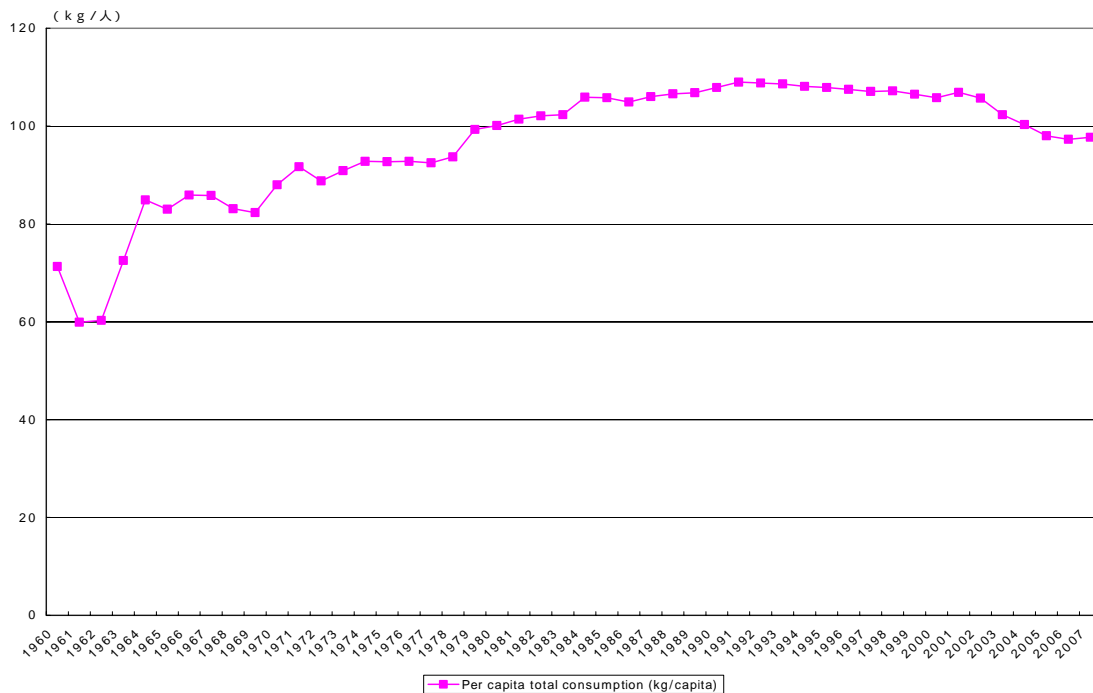
資料) United States Department of Agriculture "PS&D Online August 2007"より作成

図表 IV-2 生産面積と単収(精米換算)



資料) United States Department of Agriculture "PS&D Online August 2007"より作成

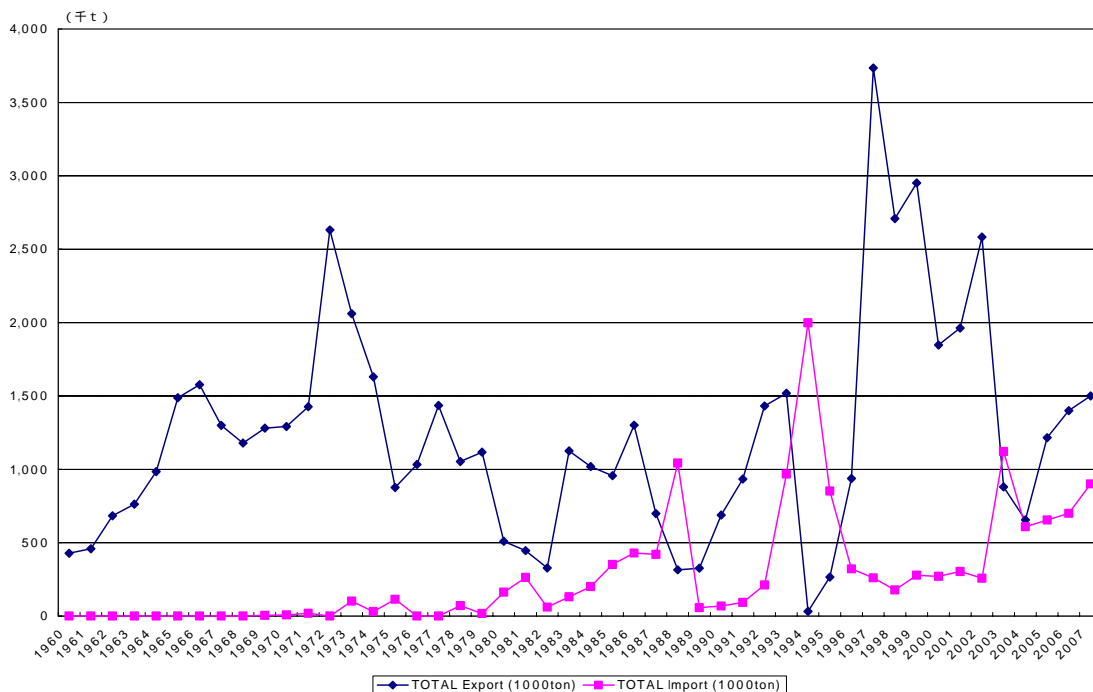
図表 IV-3 1人あたり消費量（精米換算）



資料) United States Department of Agriculture "PS&D Online August 2007"より作成

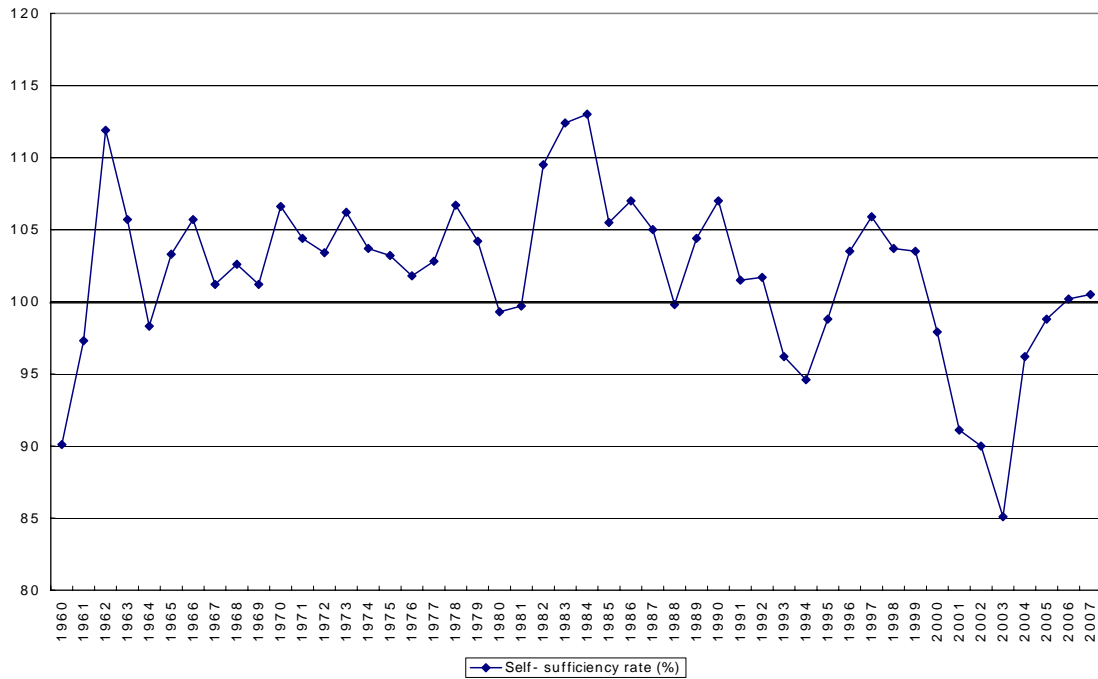
(2) 米の貿易動向

図表 IV-4 輸出量と輸入量



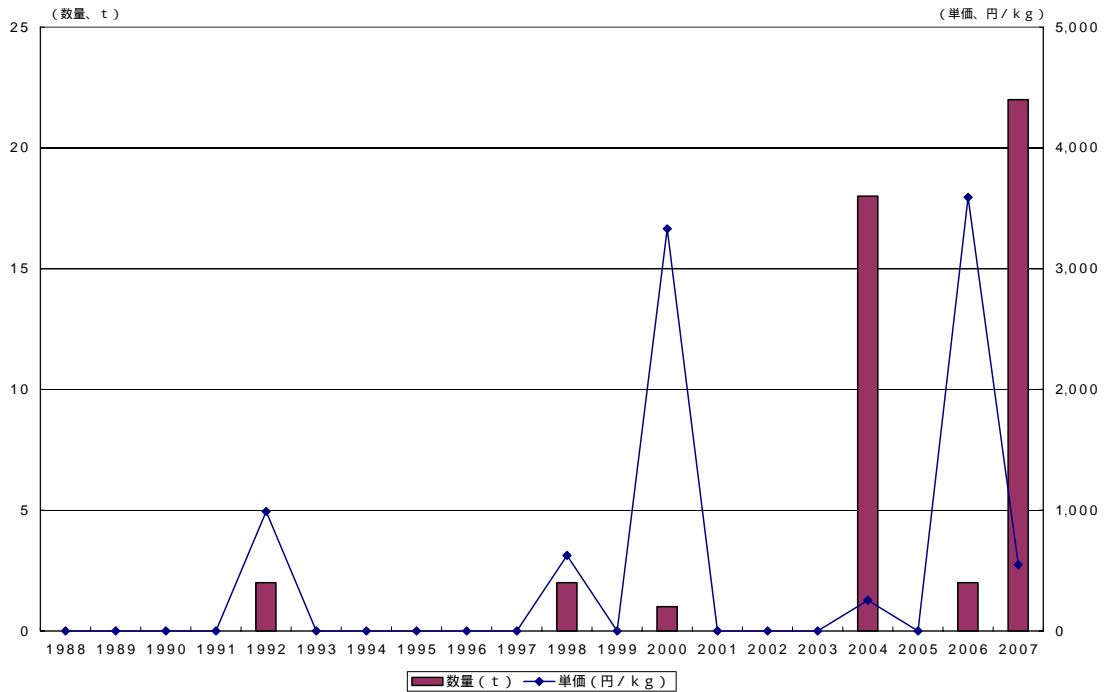
資料) United States Department of Agriculture "PS&D Online August 2007"より作成

図表 IV-5 自給率



資料) United States Department of Agriculture "PS&D Online August 2007"より作成

図表 IV-6 日本からの輸出量と単価



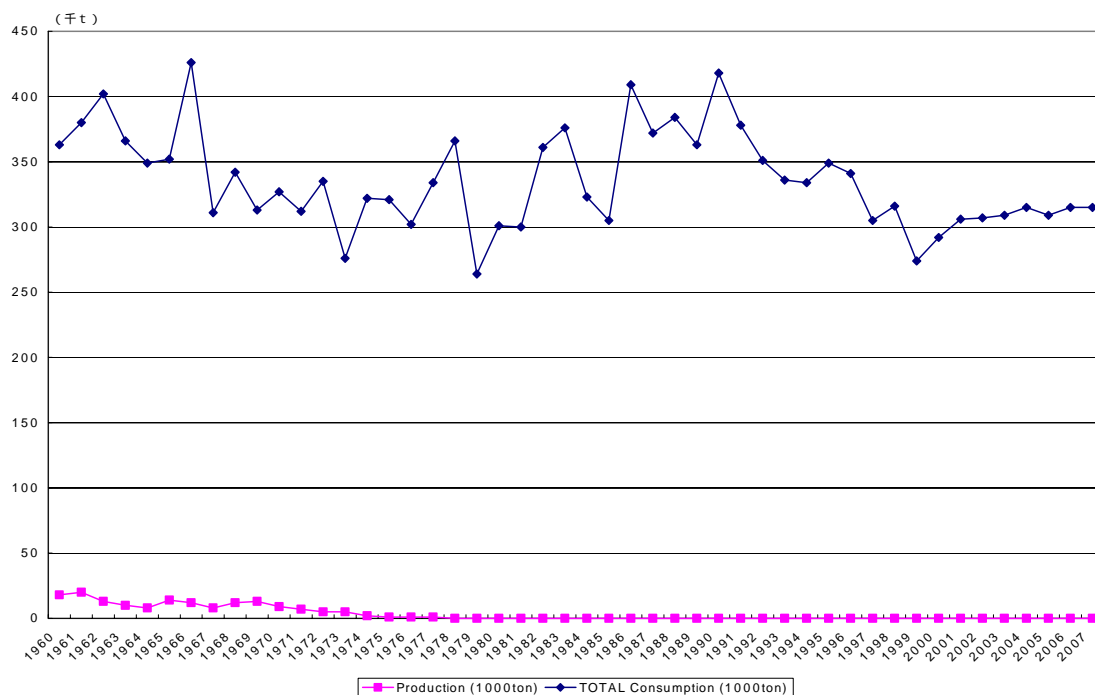
注釈) 平成 19 (2007) 年は 7 月までの数値である。

資料) 財務省「貿易統計」より作成

2. 香港

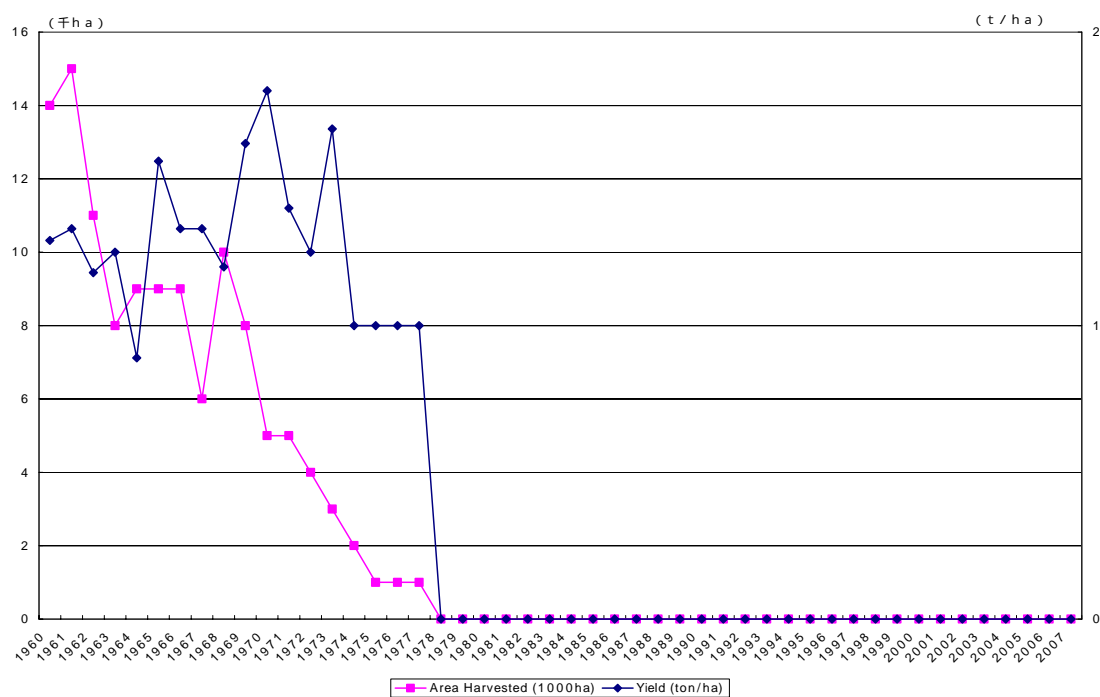
(1) 米の生産と消費動向

図表 IV-7 生産量と消費量



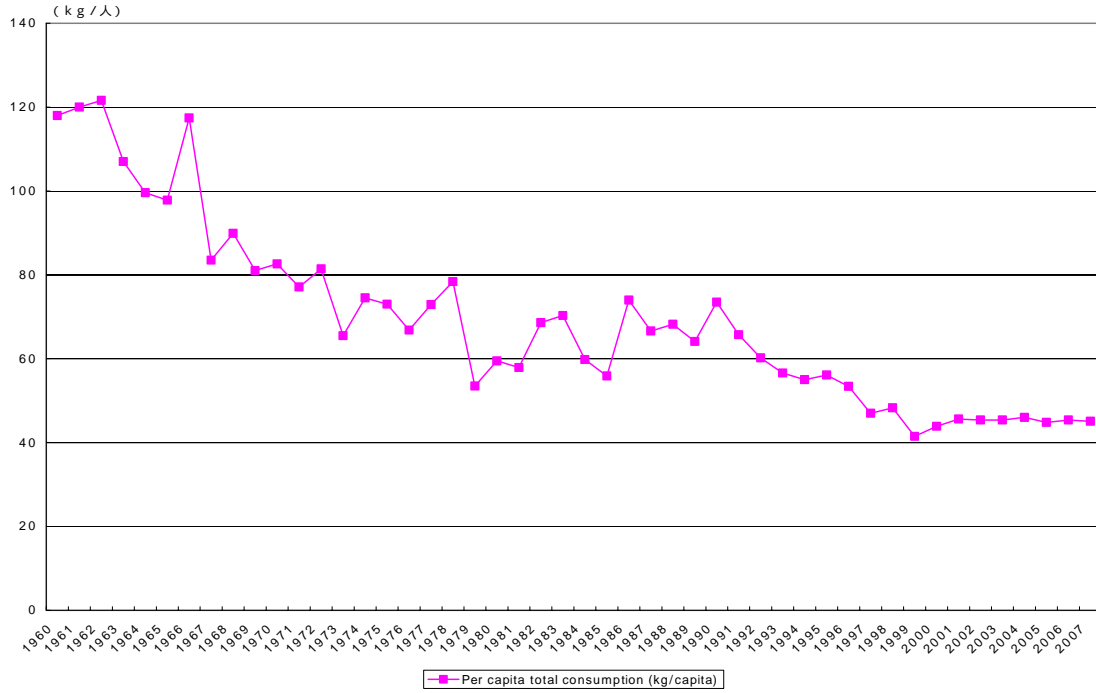
資料) United States Department of Agriculture "PS&D Online August 2007"より作成

図表 IV-8 生産面積と単収(精米換算)



資料) United States Department of Agriculture "PS&D Online August 2007"より作成

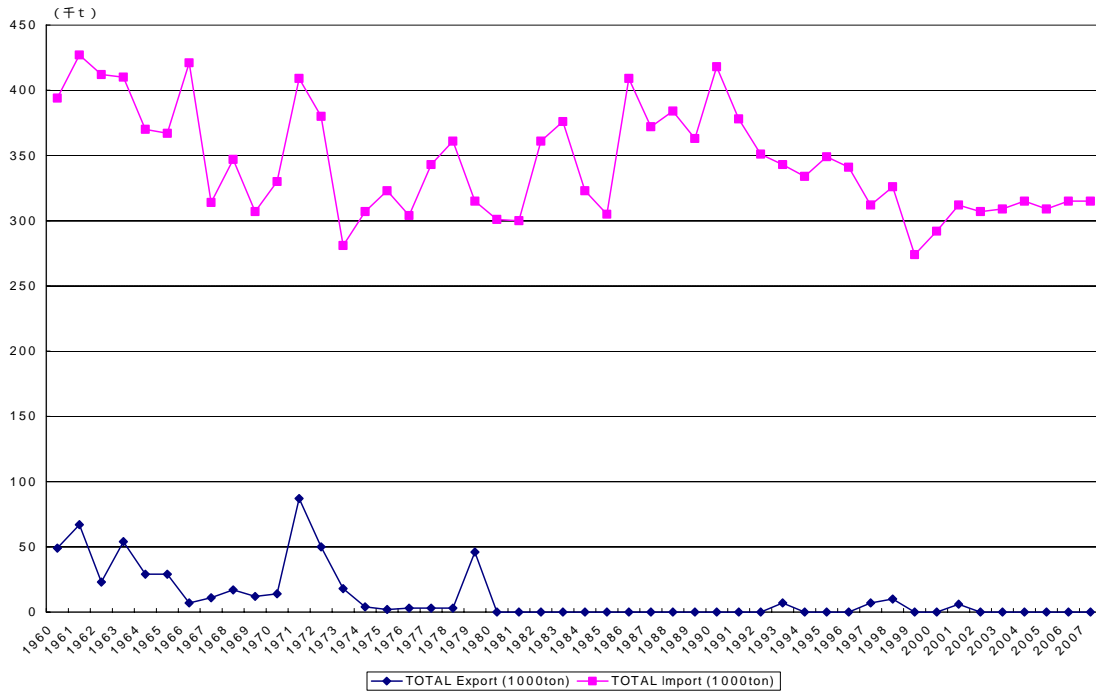
図表 IV-9 1人あたり消費量（精米換算）



資料) United States Department of Agriculture "PS&D Online August 2007"より作成

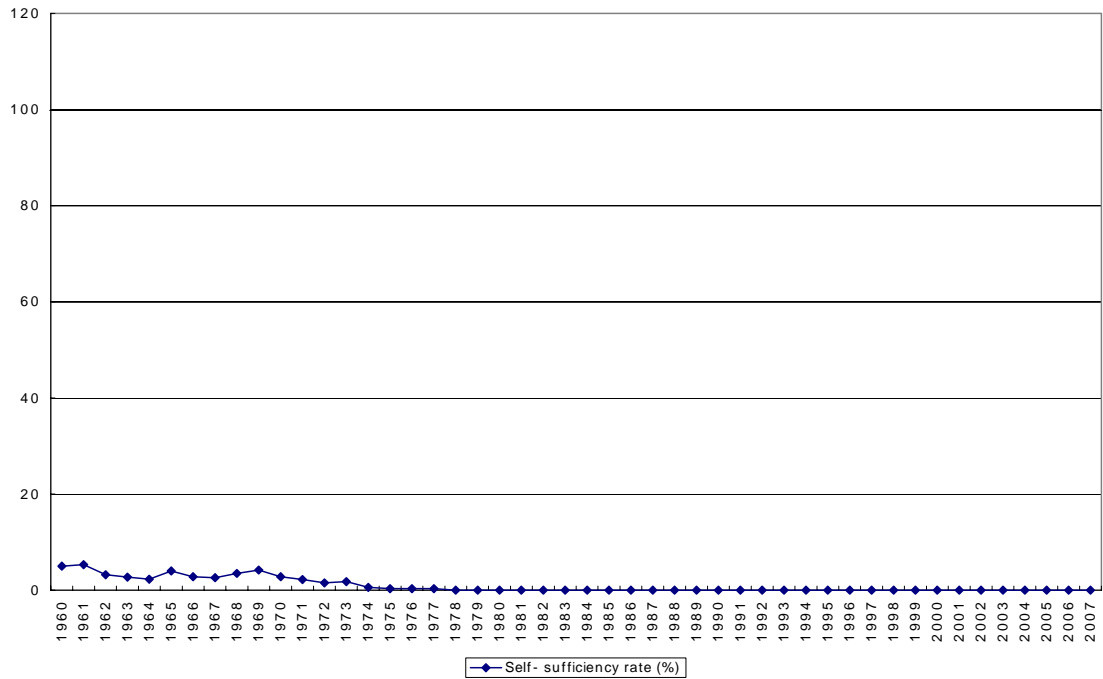
(2) 米の貿易動向

図表 IV-10 輸出量と輸入量



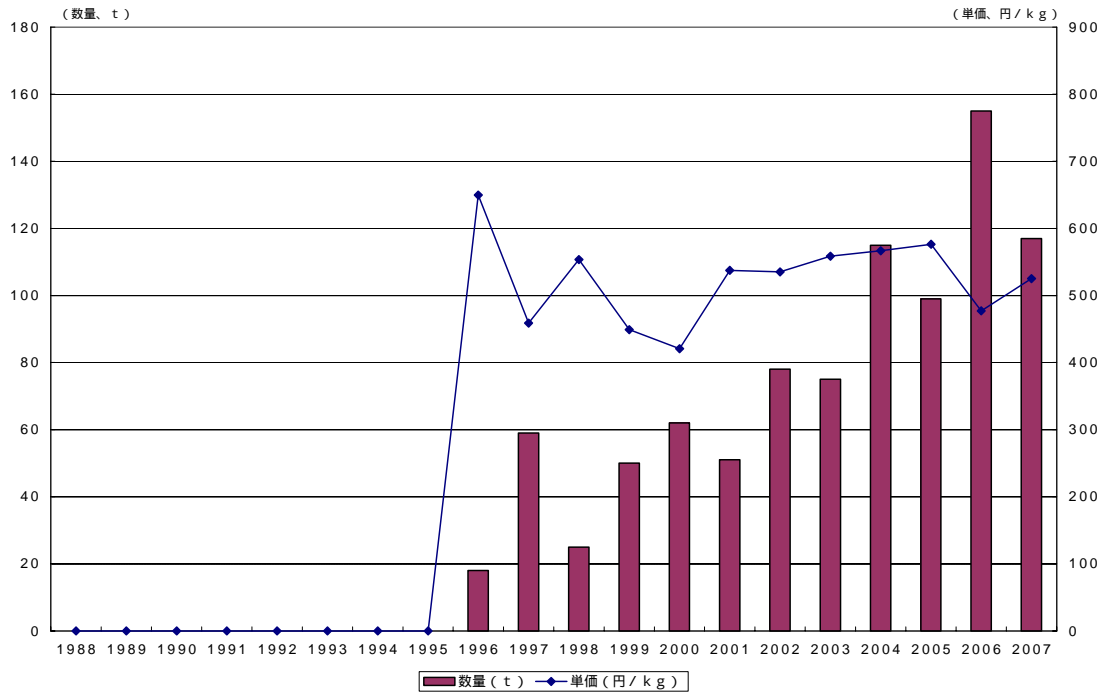
資料) United States Department of Agriculture "PS&D Online August 2007"より作成

図表 IV-11 自給率



資料) United States Department of Agriculture "PS&D Online August 2007"より作成

図表 IV-12 日本からの輸出量



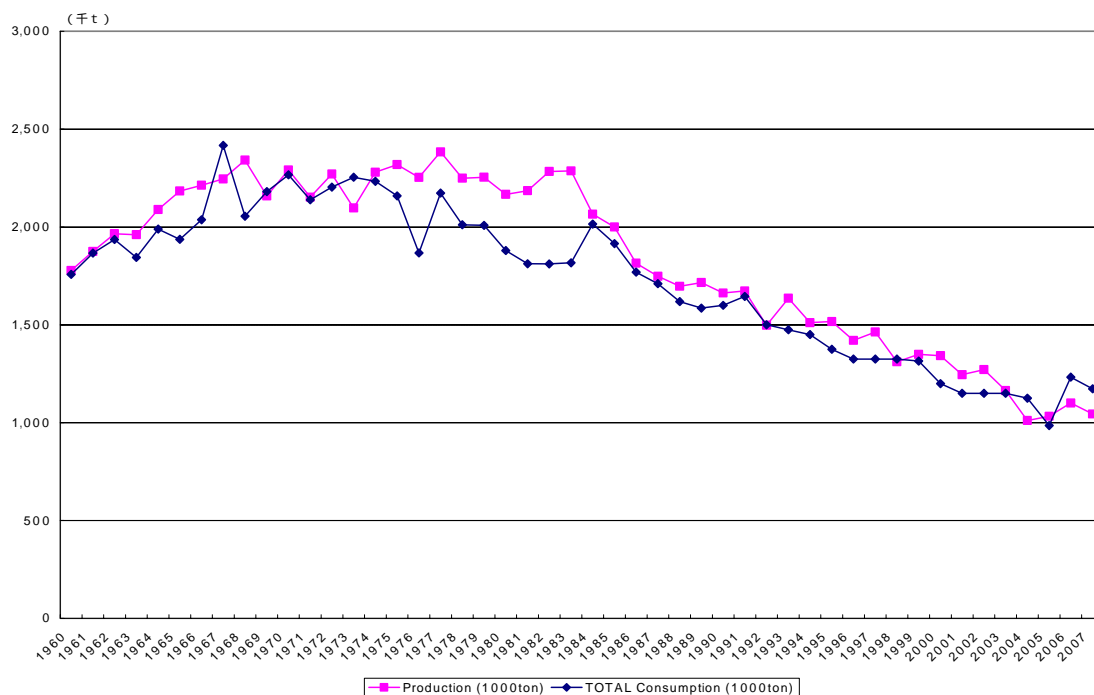
注釈) 平成 19 (2007) 年は 7 月までの数値である。

資料) 財務省「貿易統計」より作成

3. 台湾

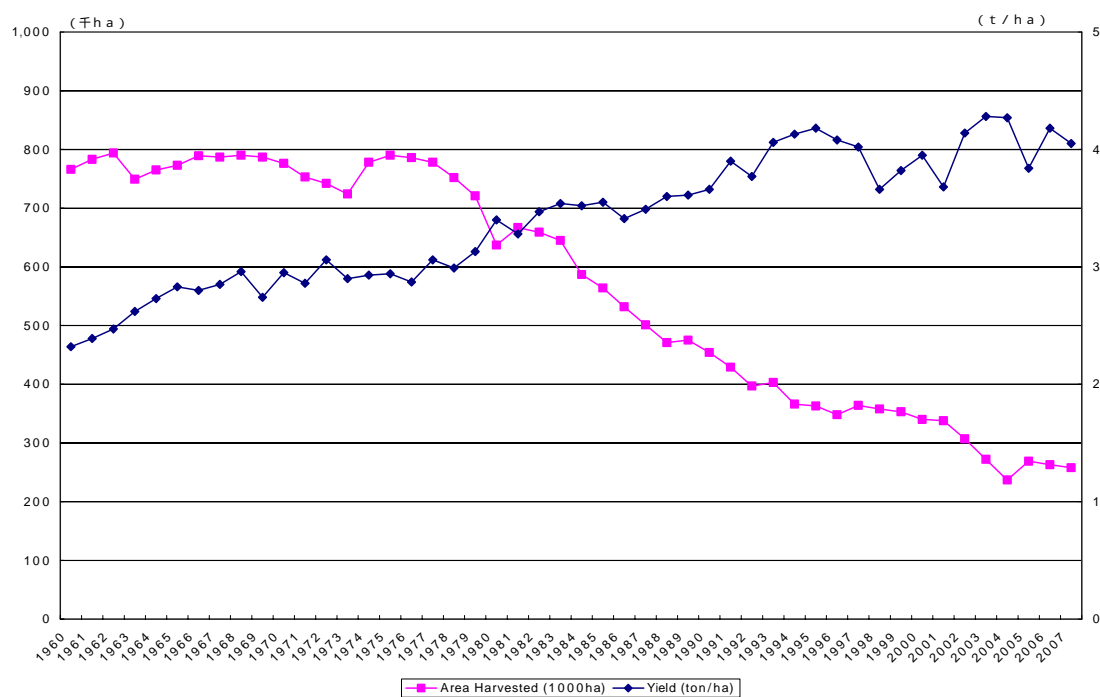
(1) 米の生産と消費動向

図表 IV-13 生産量と消費量



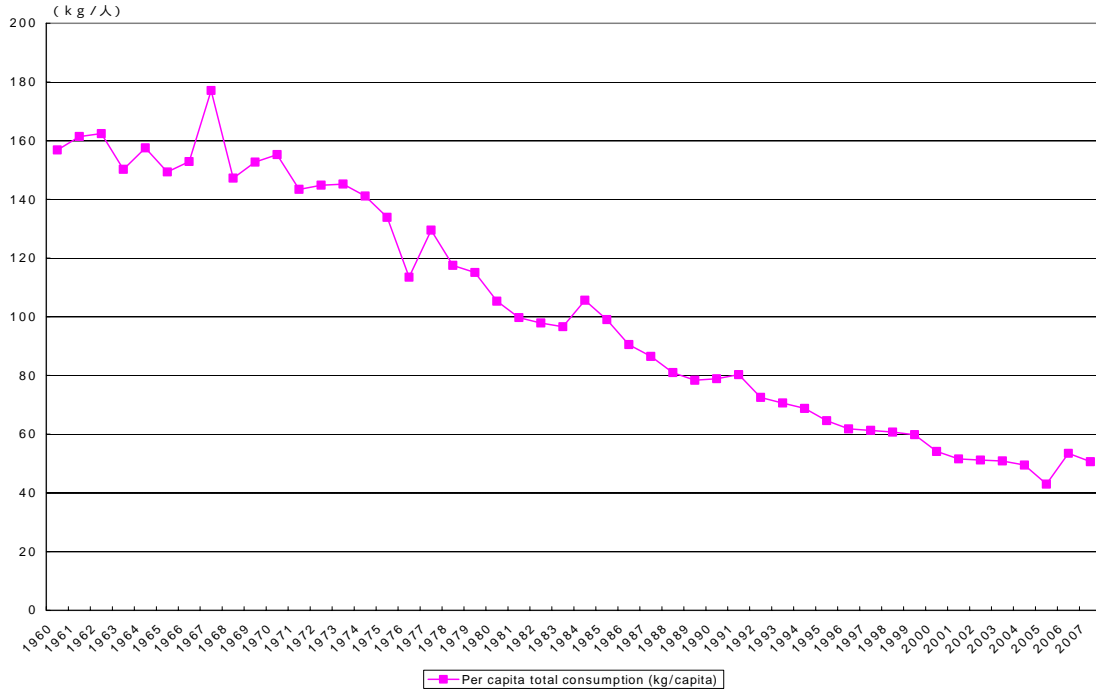
資料) United States Department of Agriculture "PS&D Online August 2007"より作成

図表 IV-14 生産面積と単収(精米換算)



資料) United States Department of Agriculture "PS&D Online August 2007"より作成

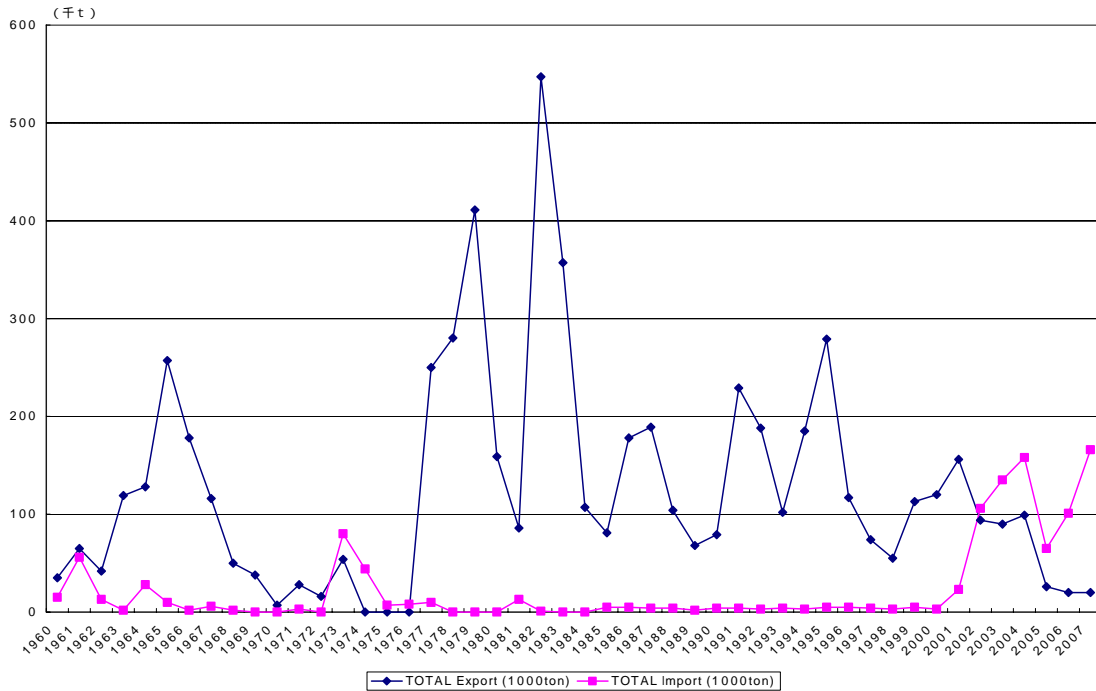
図表 IV-15 1人あたり消費量（精米換算）



資料) United States Department of Agriculture "PS&D Online August 2007"より作成

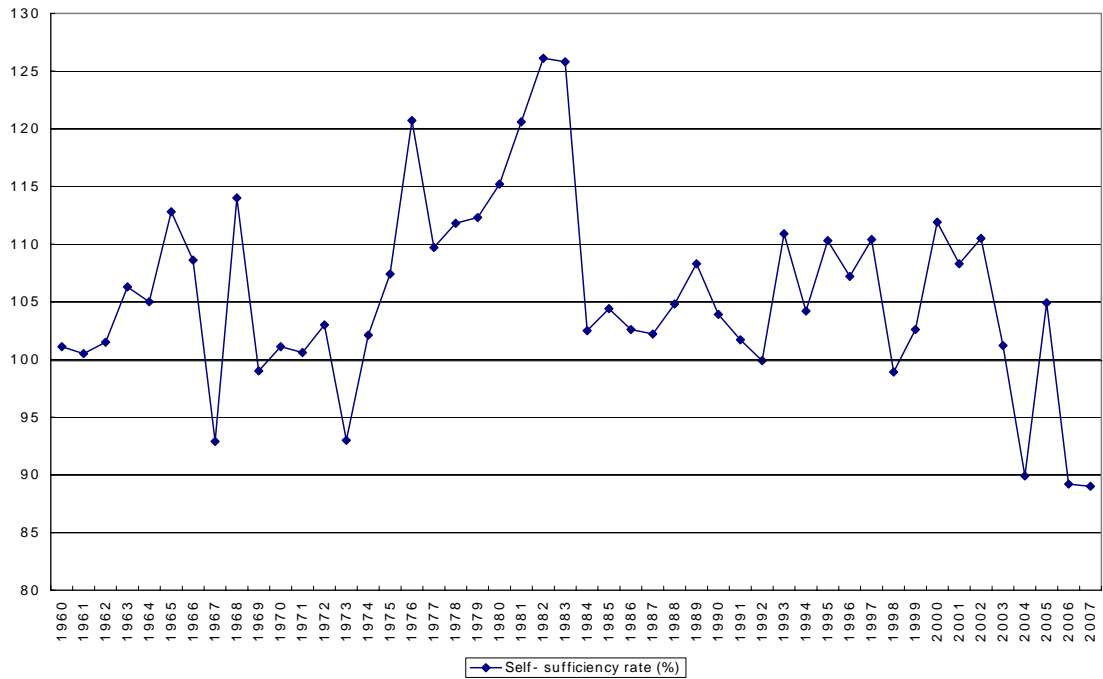
(2) 米の貿易動向

図表 IV-16 輸出量と輸入量



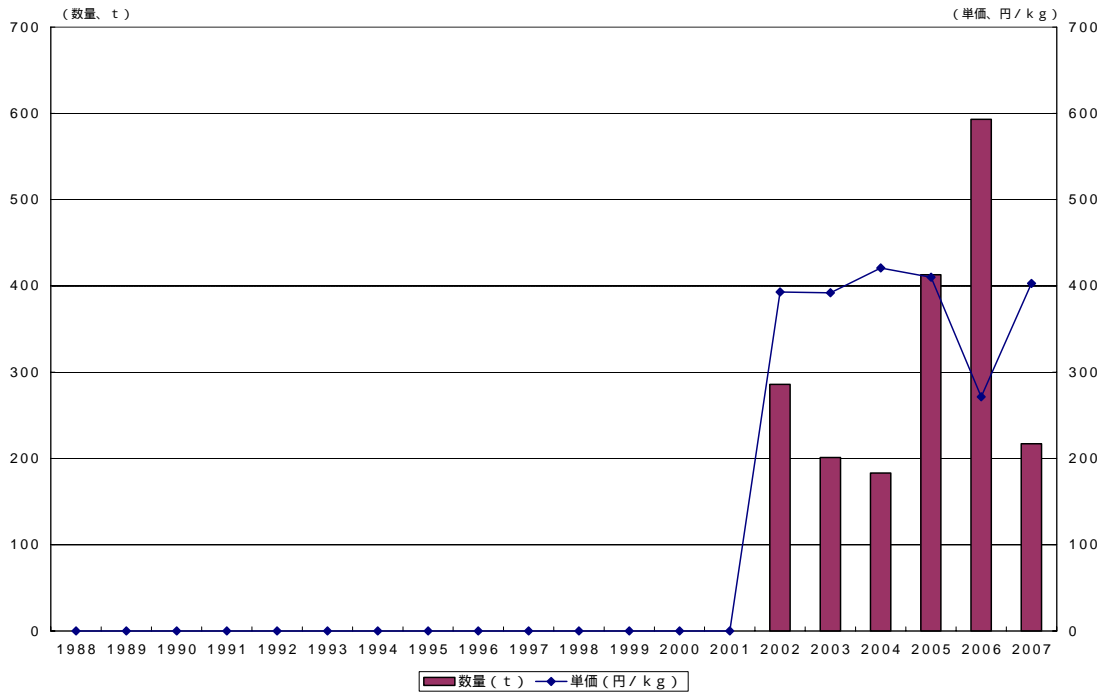
資料) United States Department of Agriculture "PS&D Online August 2007"より作成

図表 IV-17 自給率



資料) United States Department of Agriculture "PS&D Online August 2007"より作成

図表 IV-18 日本からの輸出量



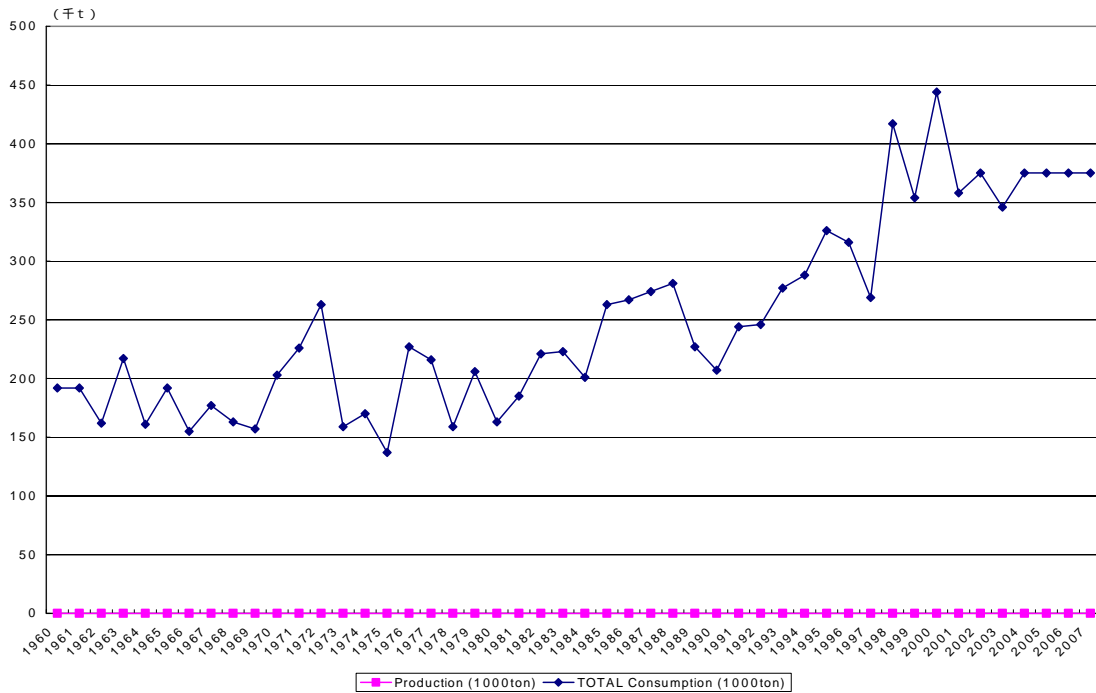
注釈) 平成 19 (2007) 年は 7 月までの数値である。

資料) 財務省「貿易統計」より作成

4. シンガポール

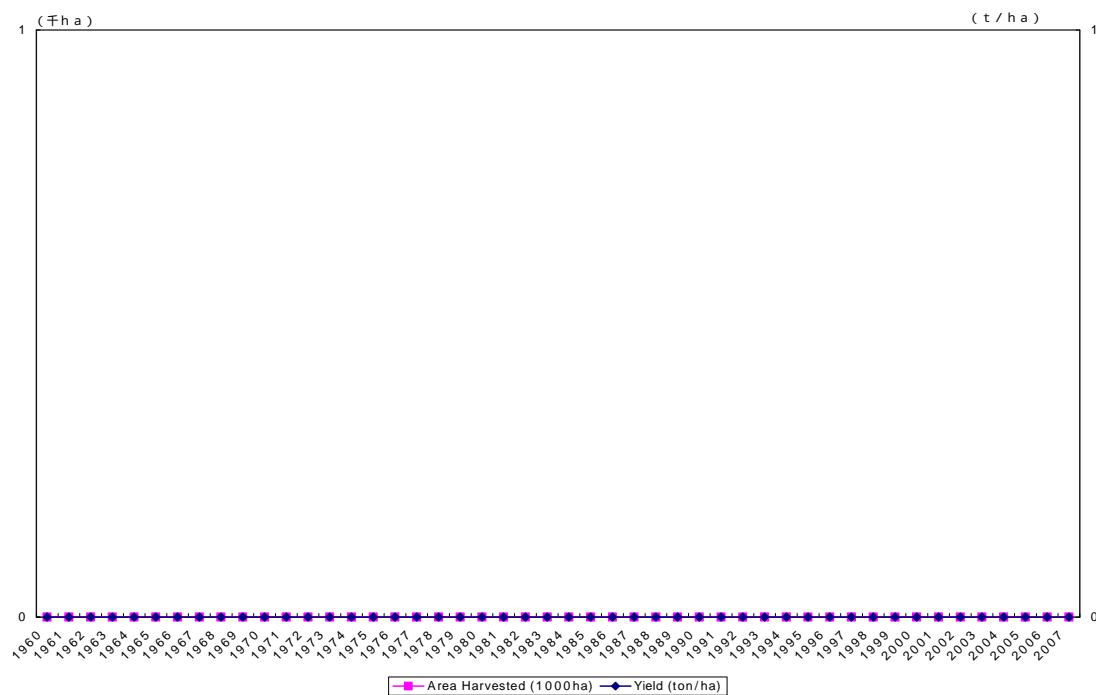
(1) 米の生産と消費動向

図表 IV-19 生産量と消費量



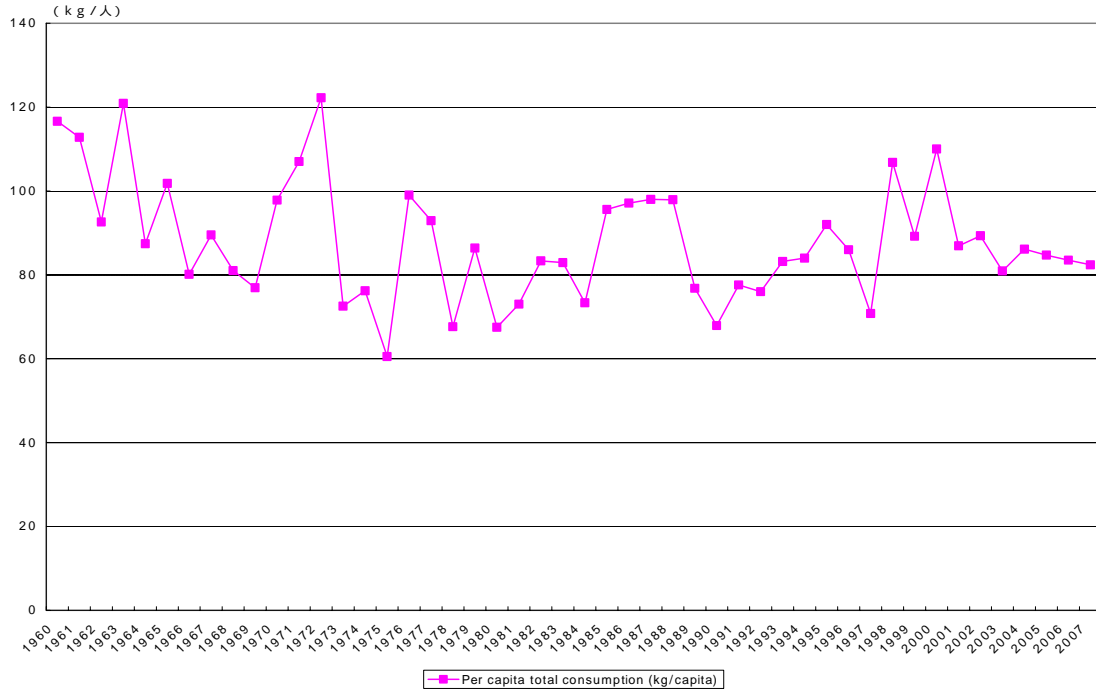
資料) United States Department of Agriculture "PS&D Online August 2007"より作成

図表 IV-20 生産面積と単収(精米換算)



資料) United States Department of Agriculture "PS&D Online August 2007"より作成

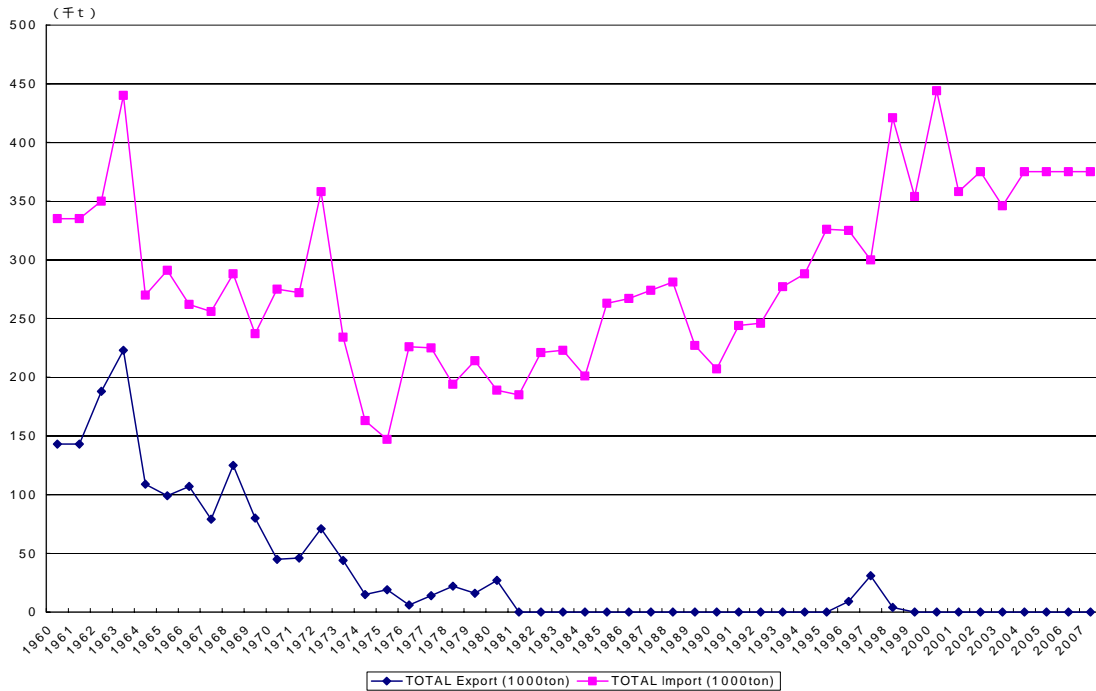
図表 IV-21 1人あたり消費量（精米換算）



資料) United States Department of Agriculture "PS&D Online August 2007"より作成

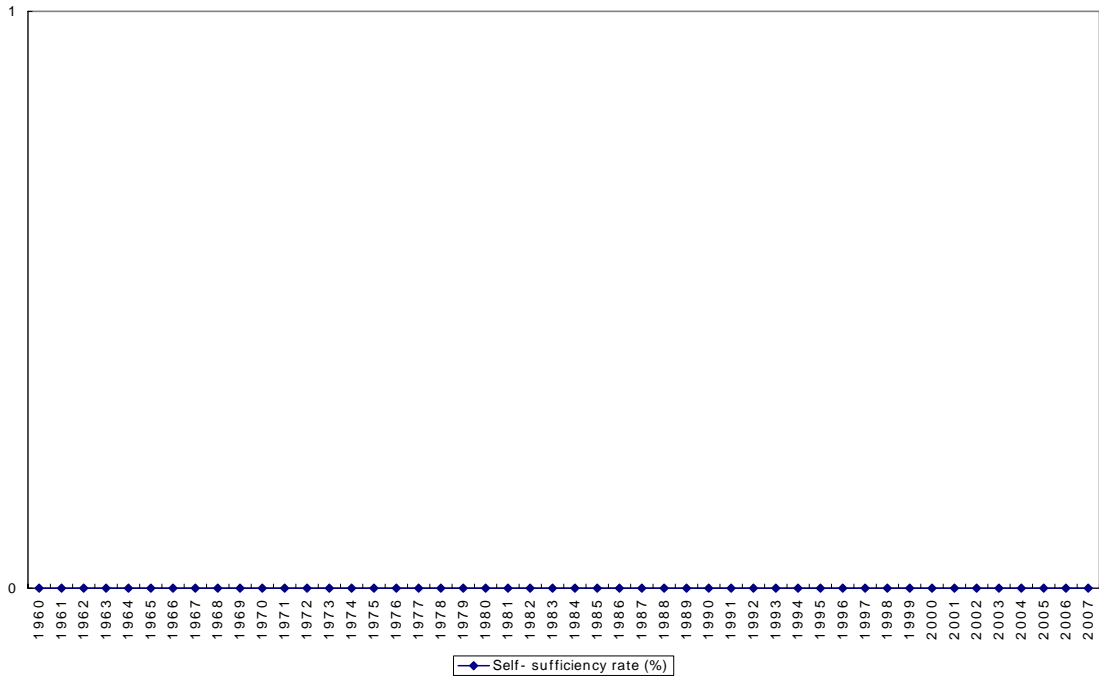
(2) 米の貿易動向

図表 IV-22 輸出量と輸入量



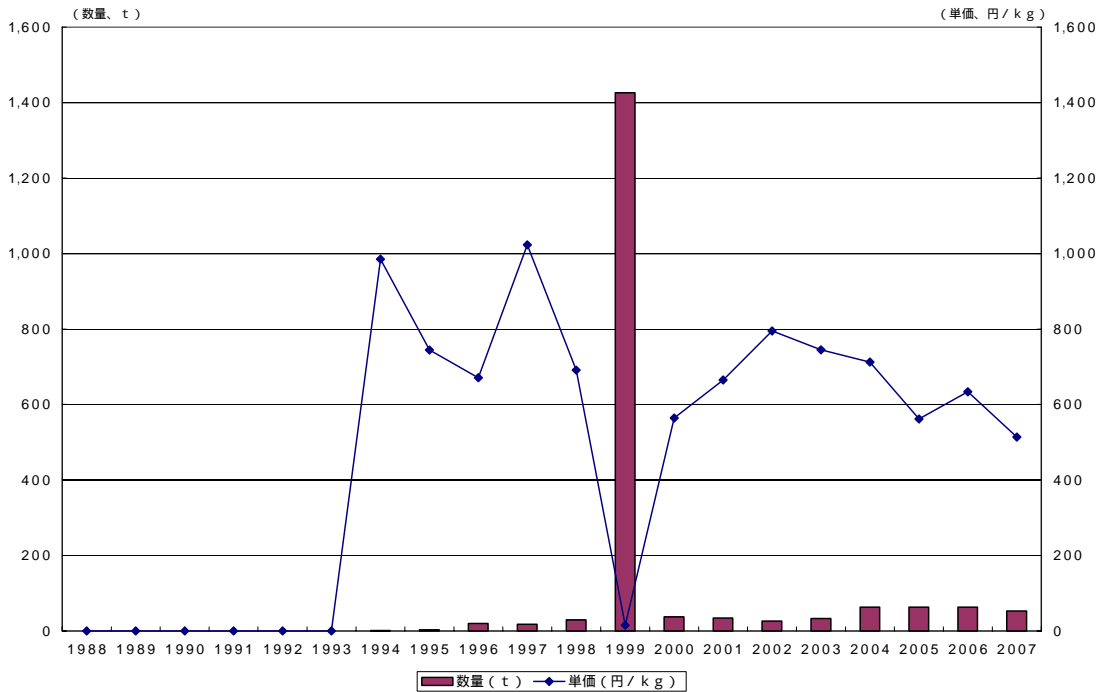
資料) United States Department of Agriculture "PS&D Online August 2007"より作成

図表 IV-23 自給率



資料) United States Department of Agriculture "PS&D Online August 2007"より作成

図表 IV-24 日本からの輸出量



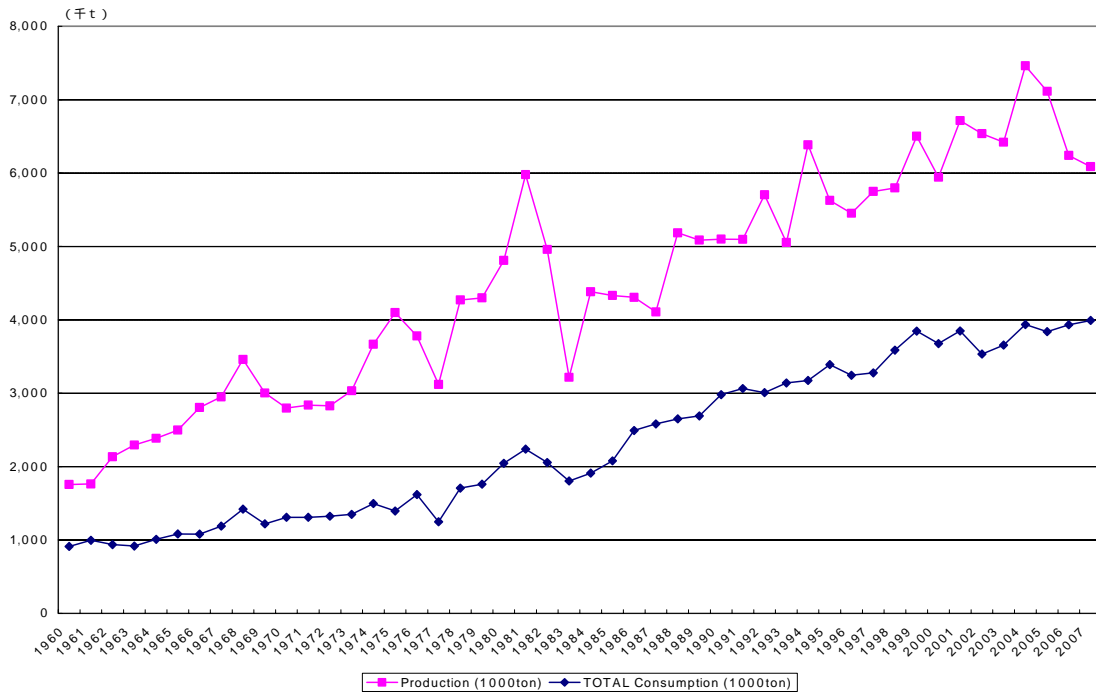
注釈) 平成 19 (2007) 年は 7 月までの数値である。

資料) 財務省「貿易統計」より作成

5. 米国

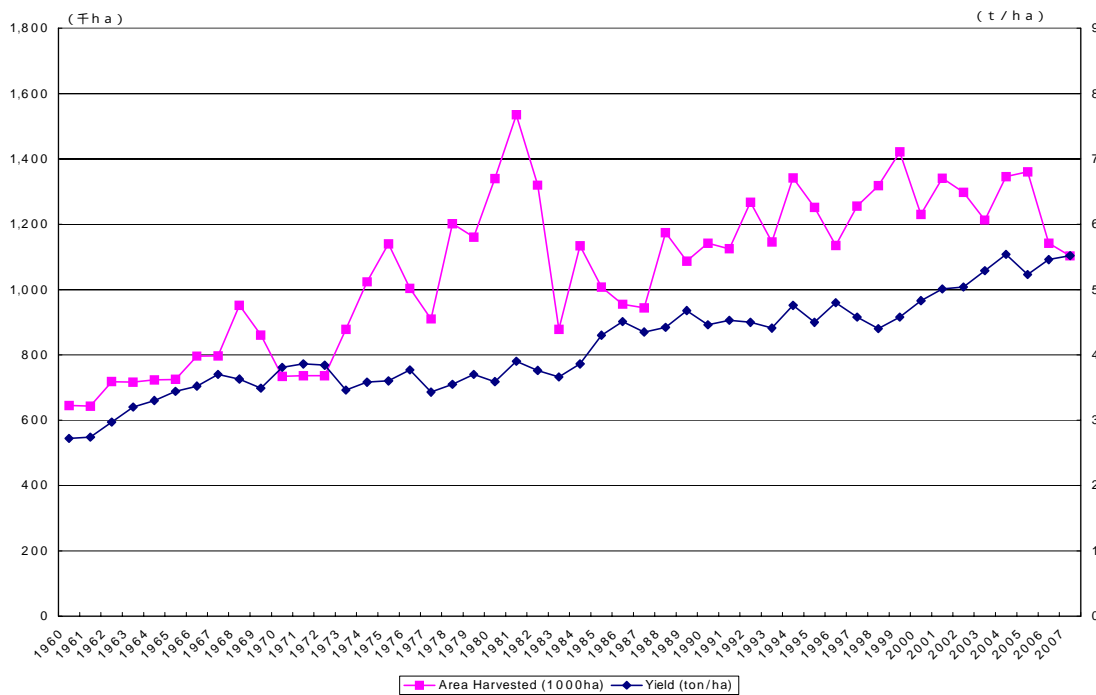
(1) 米の生産と消費動向

図表 IV-25 生産量と消費量



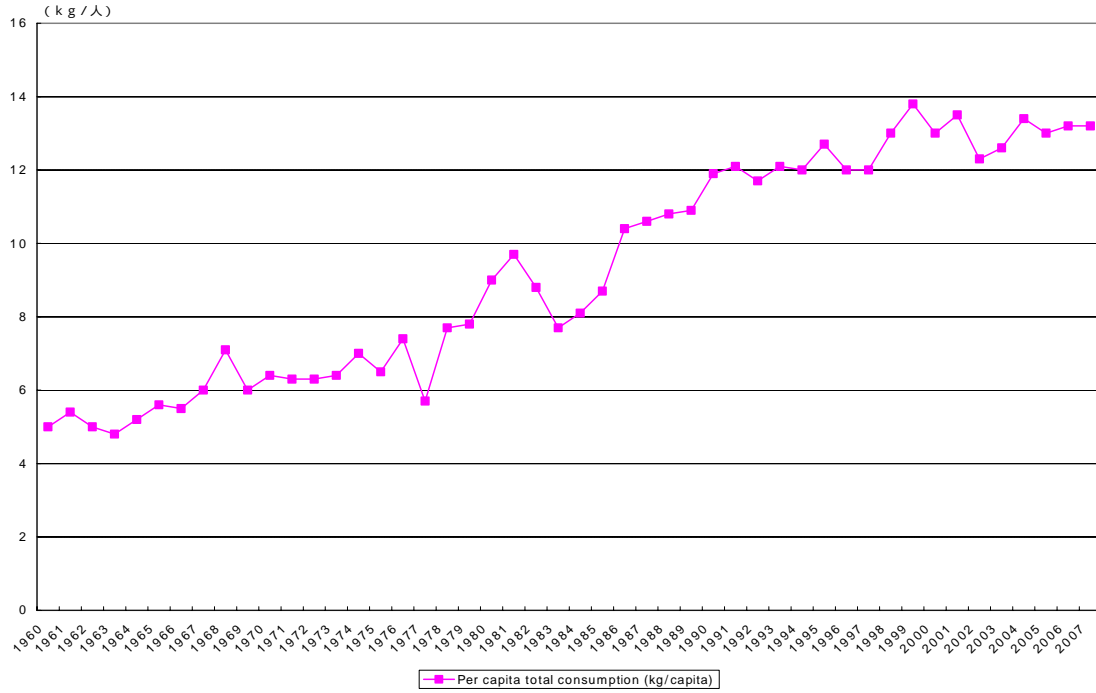
資料) United States Department of Agriculture "PS&D Online August 2007"より作成

図表 IV-26 生産面積と単収(精米換算)



資料) United States Department of Agriculture "PS&D Online August 2007"より作成

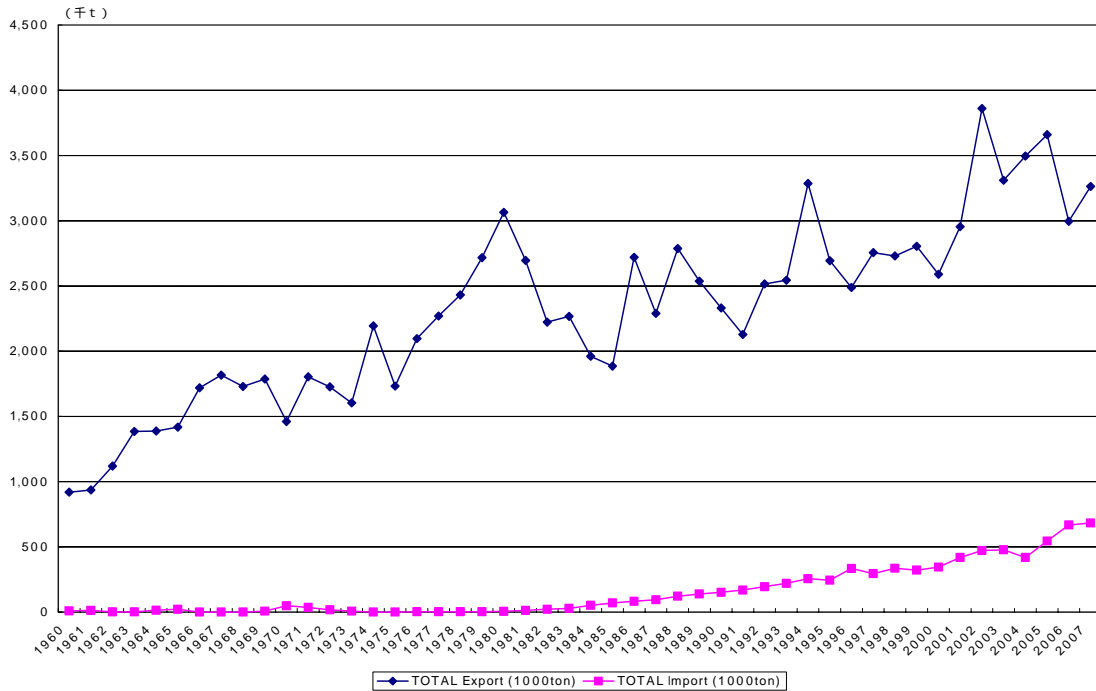
図表 IV-27 1人あたり消費量（精米換算）



資料) United States Department of Agriculture "PS&D Online August 2007"より作成

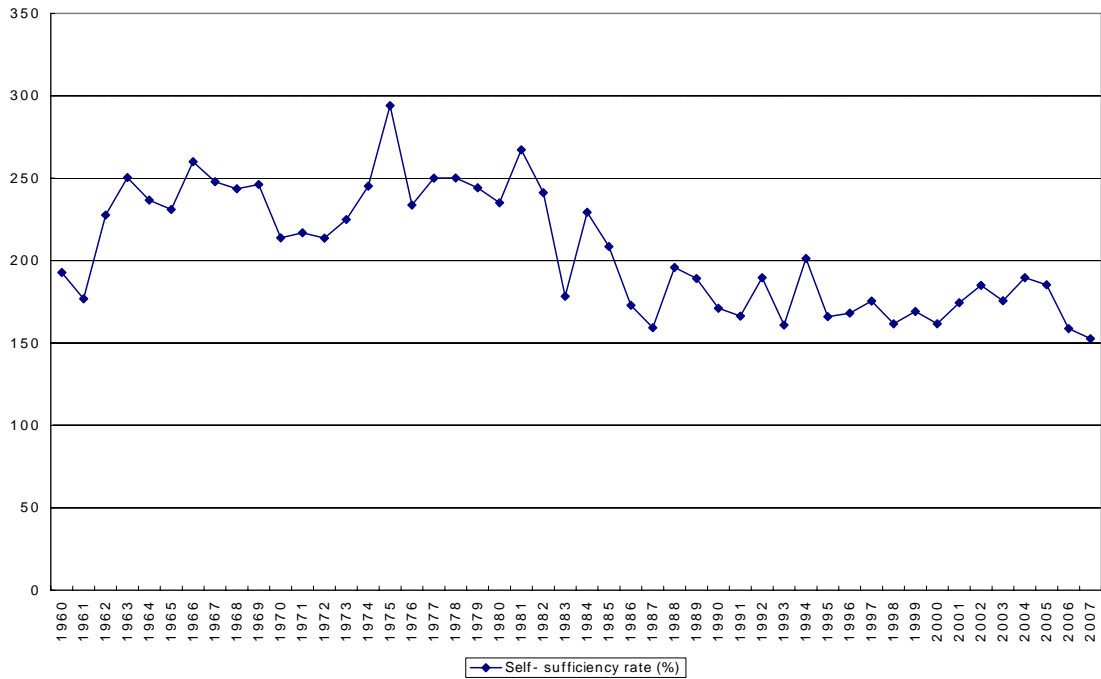
(2) 米の貿易動向

図表 IV-28 輸出量と輸入量



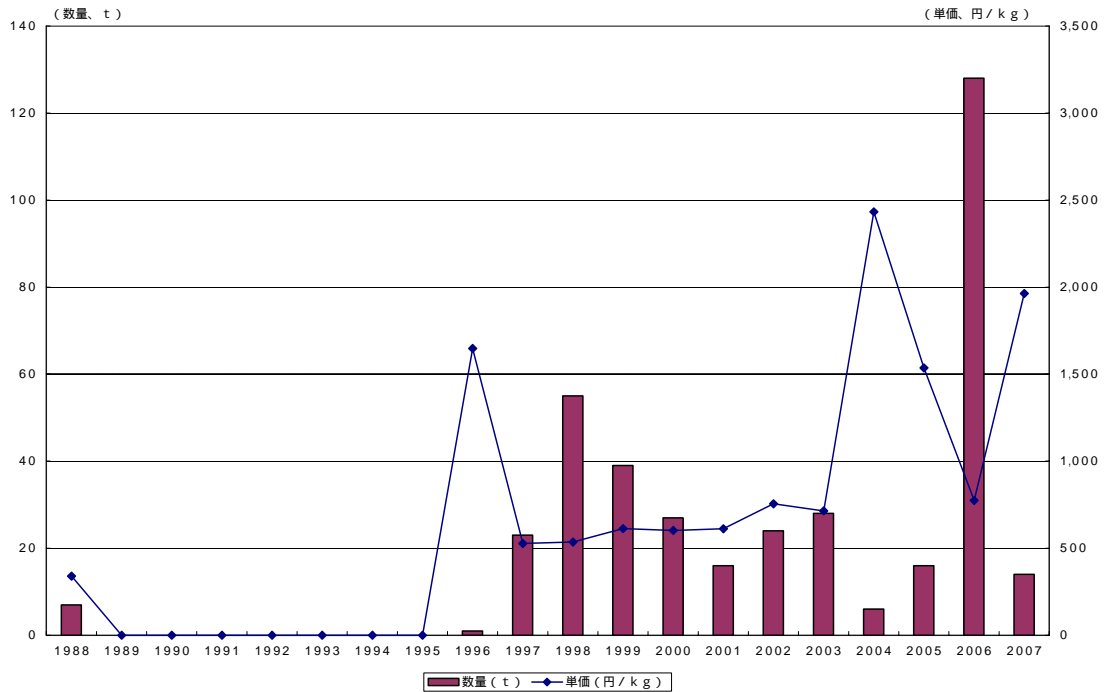
資料) United States Department of Agriculture "PS&D Online August 2007"より作成

図表 IV-29 自給率



資料) United States Department of Agriculture "PS&D Online August 2007"より作成

図表 IV-30 日本からの輸出量



注釈) 平成 19 (2007) 年は 7 月までの数値である。

資料) 財務省「貿易統計」より作成